

米の都

みんなで作る

みんなが
しあわせを
かんじるまち

米とともに、

米づくりを通して

「結」の精神を受け継ぎ、

自然と共生し、

人とのつながりを大切にしながら

文化的な暮らしを紡ぐ。

人とともに。

第3次庄内町総合計画の策定の趣旨

庄内町は、名のある美味しいお米のルーツ「亀ノ尾」の発祥の地であり、米づくりを中心として発展してきました。また、米づくりを通じて人々が助け合い、支え合う「結」の精神が受け継がれてきました。

本計画の策定にあたって定めた基本理念「安全・安心」「つながり」「地域資源」は米づくりの歴史とともに育まれてきたものであり、このまちに暮らす人が互いに手を取り合って歩みを共にしていこうという前向きな想いを込めました。

この計画は、町民一人ひとりが主役となって庄内町の将来を見据え、実り多いまちになるよう、これから進むべき方向性を示し、共通目標とするため策定するものです。



みんなで創る 米の都

米とともに、人とともに。

有機米給食
地域食堂
農家レストラン

山形庄内
かめこめプロジェクト
ふるさと納税
海外展開

食育

産業

しょうない氣龍祭
米のふる里新酒まつり
あなたが選ぶ
日本一おいしい米コンテスト

観光

まちの成長を木に例えれば、種子
が芽を出し根を張り、花を咲かせて
実を付けるように、段階的に成長
していくものです。

森多早生
森屋多郎左工門

吉田堰
佐々木彦作

最上川

スマート農業
先進技術

DX

バイオマス
エネルギー
環境保全型農業

環境

庄内町の地域の宝である「米」を
キーワードに、これまでの歩みを振り
返り、地域資源に磨きをかけながら
未来のまちづくりにつなげていきます。

月山

立谷沢川

北楯大堰
北館大学利長

亀ノ尾
阿部亀治

第3次庄内町総合計画の 策定にあたって

庄内町長 富樫 透



私たちのまち庄内町は、「亀ノ尾」の発祥の地として、米作りを通して「結」の精神を育んできました。この美しい風土と、先人から受け継いだ助け合いの心は、今も私たちの暮らしを支える大切な財産となっています。

庄内町が誕生し、令和7年で合併20周年を迎えました。この間、少子高齢化の進行や人口構造の変化、自然災害の激甚化による防災・減災対策の重要性の高まり、エネルギーや物価高騰、働き方改革・多様な働き方の浸透によるライフスタイルや価値観の多様化など、今後のまちづくりの大きな転換期を迎えています。

このような時代において、数値やデータだけでは測りきれない、一人ひとりの幸せ (Well-being) を大切にする社会づくりが求められています。SDGsが掲げる「持続可能な社会」の実現をさらに進化させ、持続可能性を確保しながら、町民一人ひとりが「今、ここで幸せを実感できる」ことが真に豊かな社会の姿だと考えます。心も体も元気で、家族や職場、地域など、社会との温かいつながりを感じられることが、町民の皆様の日々の暮らしの豊かさと幸せを支える基盤になると確信しています。

社会全体のWell-beingを高めるには、おののおのが課題を見つめ直し、つながりをキーワードにコミュニティを再構築し、地域課題の解決に向けた魅力的な地域づくりを進めることが重要です。

この庄内町が、これからも「住んでよし、訪れてよし」のまちとして、豊かな地域資源を活かしながら、魅力的で安全・安心の空間を創造し、そこで暮らす人々がいきいきと活動できるまちを目指します。一人ひとりが主体的に参画し、持続可能な社会を築いていくため、この総合計画を新しい庄内町の共通目標とし、町民の皆様と共に「幸せが実感でき、住み続けたいまち」となるよう、新しい時代を切り拓いていきます。

目 次

もくじ

基本構想

1	新たなまちづくりの将来像と基本理念	4
2	計画の体系と施策の柱	6
3	計画の構成と期間	8
4	人口の推計	9

基本計画

施策の柱①	共に支え合い安心して暮らせるまちづくり	12
施策の柱②	未来を担う子どもたちを育むまちづくり	26
施策の柱③	地域の活力を生むまちづくり	38
施策の柱④	住みやすく安全で快適なまちづくり	46
施策の柱⑤	持続可能な協働のまちづくり	56

資料編

1	庄内町の概況	70
2	人口の状況等	72
3	アンケート調査にみる住民等の意識	78
4	しょうない希望ミーティングの提言	85
5	本町の主要課題	87
6	委員会審査報告書	90

基本構想



1

新たなまちづくりの将来像と基本理念

(1) 将来像

庄内町が目指す姿を次のとおり定めます。

みんなが しあわせを かんじるまち

ウェルビーイング
Well-being ※

Well-being(ウェルビーイング)はいきいきと充実した人生を送るため、健康で幸福な状態であることを指します。

数値だけでは測りきれない真の豊かさに焦点を当て、町民一人ひとりの心身の健康、社会的つながり、生きがいといった人々の幸福という本質的な目標の達成を目指します。

多様な価値観を尊重しながら、幸せを実感できるまちづくりは、将来世代にわたって継承したい持続可能な社会の姿そのものであり、SDGsの理念をより深く実現することになるものと考えます。

庄内町に長く住み続けている人も、新たに暮らし始めた人も、長い人生を歩んできた人も若い世代も、みんなが本町の豊かな自然や文化、歴史などの恵みに支えられ、育まれています。

安全・安心を基盤に、人と人とのつながりを深めることで地域力を高め、豊かな地域資源を活かしながら、一人ひとりが幸せを実感できるまちを目指していきます。

(2) 基本理念

まちづくりへの町民のみなさんの思い(しょうない希望ミーティング、町民・中学生アンケート調査等)を踏まえ、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において尊重する基本理念を次のとおり定めます。

安全に暮らせる 住みごこちのよいまち

安全
安心

▼ 基本理念に込めた思い

- ・ 防災意識を高め、災害に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、災害に強いまちを目指します。
- ・ 安心して過ごせる快適な生活基盤をつくり、住み続けたいと思える持続可能なまちをつくります。

人と人がつながり 未来を育むまち

つな
がり

▼ 基本理念に込めた思い

- ・ 多様な人々がつながり、地域コミュニティの絆を深めながら、支え合い共に成長できる社会を目指します。
- ・ 子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに育つよう地域社会全体で育んでいきます。
- ・ 将来を担う次世代の若者が活躍し、新しいまちを共に創る環境をつくります。

選ばれる 魅力あふれる豊かなまち

地域
資源

▼ 基本理念に込めた思い

- ・ 人、自然、文化、歴史など地域の宝である資源を活かし、個性と活気にあふれる魅力的なまちを創造します。
- ・ 地域の魅力を積極的に発信し、人と物の循環を促進することで、地域経済の価値をさらに高めます。
- ・ 新しいアイデアを生む「風の人」と、伝統を守り育む「土の人」が互いに影響を与え合い、地域力を高め、未来を見据えた豊かな地域を築きます。

2

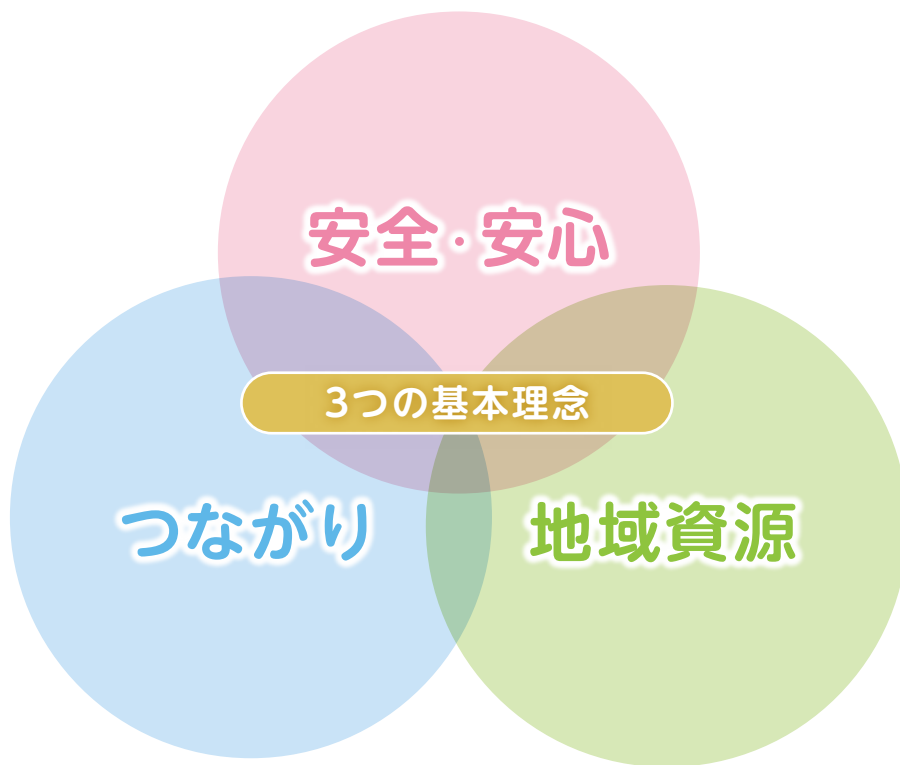
計画の体系と施策の柱

(1) 計画の体系

まちづくりの基本理念に基づく将来像「みんなが しあわせを かんじるまち」の実現に向け、次の5つのまちづくりの施策の柱を定めます。

将来像

みんなが しあわせを かんじるまち



施策の柱

1 共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

【施策分野】

- (1)防災 (2)温暖化対策 (3)交通安全・防犯 (4)雪対策
- (5)保健・医療 (6)地域福祉 (7)高齢者支援 (8)障がい者支援

施策の柱

2 未来を担う子どもたちを育むまちづくり

【施策分野】

- (1)子育て支援 (2)学校教育 (3)社会教育 (4)青少年健全育成
- (5)スポーツ活動 (6)文化・芸術・文化財 (7)多文化共生

施策の柱

3 地域の活力を生むまちづくり

【施策分野】

- (1)農林水産業 (2)商工業 (3)観光 (4)雇用・消費者対策

施策の柱

4 住みやすく安全で快適なまちづくり

【施策分野】

- (1)上・下水道 (2)ガス (3)環境衛生
- (4)公園・緑化 (5)道路・公共交通 (6)住宅

施策の柱

5 持続可能な協働のまちづくり

【施策分野】

- (1)コミュニティ (2)婚活 (3)移住・定住・関係人口
- (4)土地利用 (5)デジタル (6)参画と協働 (7)行財政運営

3

計画の構成と期間

「第3次庄内町総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」とし、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるものとします。

① 基本構想

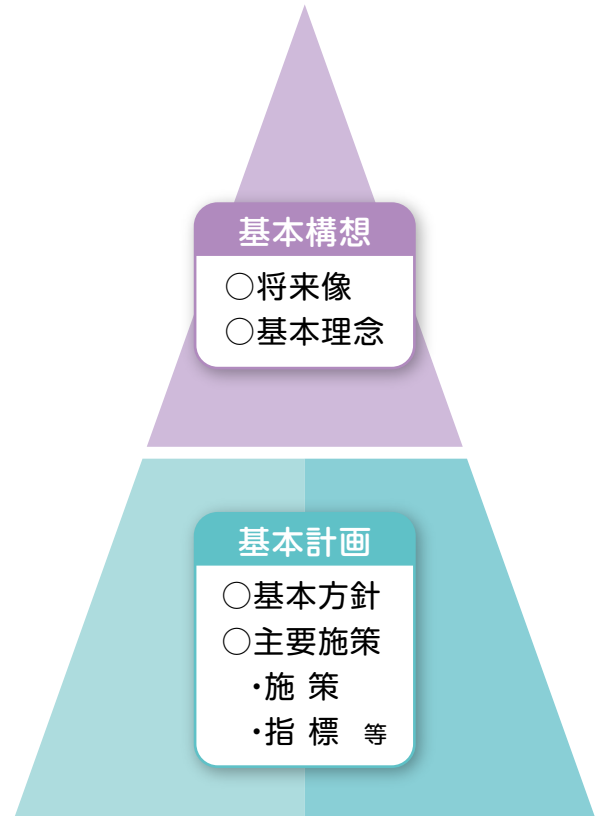
本町の目指すべきまちづくりの指針となるものであり、将来あるべきまちの姿や目標を明らかにしたものです。

基本構想の期間は、10年間とします。

② 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野において取り組んでいく施策の方向性と具体的な内容を記したものです。

計画期間を前期5年間と後期5年間に分け、前期が終了する中間時点で見直しを行います。



【第3次庄内町総合計画 各階層の期間】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)	令和 17年度 (2035)
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				

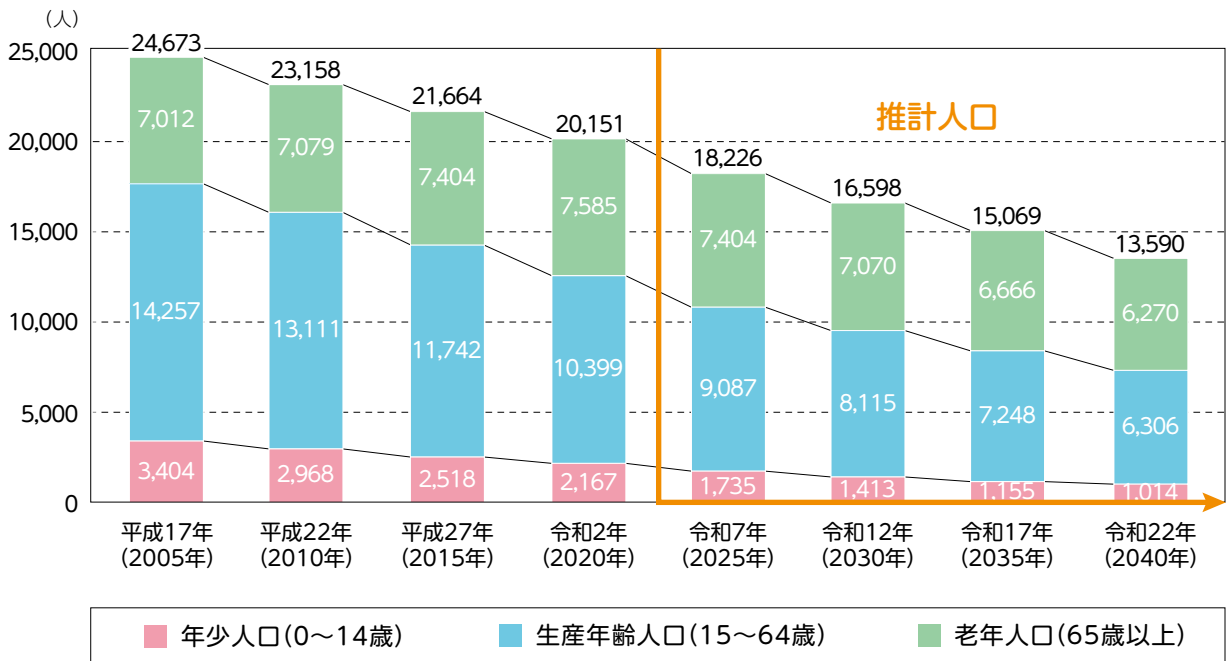
4

人口の推計

将来人口の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、庄内町の人口は令和17年には1万5,069人、人口に占める高齢者の割合は44.2%となり、生産年齢人口の割合で見ると1人で0.9人の高齢者を支えている状態が予想されています。

人口が減少していくことは避けがたい未来ですが、減少をいかに食い止めるかは、重要な町の目標であることから、**推計値を上回ることを目指していきます。**

一方で、減少する中においても町民一人ひとりの安全・安心が確保され、住みごちの良さを実感できる庄内町とするために、各基本方針のもと、施策を展開していきます。



区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
人口総数	24,673	23,158	21,664	20,151	18,226	16,598	15,069	13,590
人口増減率	▲3.2%	▲6.1%	▲6.5%	▲7.0%	▲9.6%	▲8.9%	▲9.2%	▲9.8%
高齢化率	28.4%	30.6%	34.2%	37.6%	40.6%	42.6%	44.2%	46.1%

資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計人口(R5)

基本計画



[施策の柱①]

共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

互いに寄り添い、支え合うことで生まれる絆や

地域を想う尊い心は、災害等からこのまちを守るための要。

すべての人がいつまでも健康的で

安心して穏やかに暮らしていける道しるべを

静かに、そして確かに紡ぐ。



ともにもに守る

現在から未来へ…地域の歩みと展望

この分野の取組状況

●庄内町防災士ネットの設立

防災士の資格を持つ町民等で組織する「庄内町防災士ネット」が令和5年12月に設立されました。

「自助」「共助」「協働」の原則のもと、会の活動を通じて防災士に求められる知識や技能を習得し、相互交流を図るとともに、地域の防災に貢献することを目的としています。

令和7年現在、会員は約50名で研修会の開催や啓発活動を行いながら、地域における防災、減災に向けた活動を支援しています。



●農山漁村再生可能エネルギー基金の活用

町内では風力発電事業者3社が計12基の風車を運営しており、再生可能エネルギーを導入して地域活性化を図る「庄内町農山漁村再生可能エネルギー基本計画」に基づき、町に寄附をする協定を結んでいます。

農山漁村の健全な発展に資する取組を行いながら、地域の活性化を図っています。



●シニアわくわく応援チケット事業

長寿のお祝いと、健康保持及び社会参加を応援するため、町内の協力事業者の中から1か所で使用できる割引チケットを町内にお住まいの70歳以上の方に交付し、高齢者の心身の健康づくりにつなげています。



これからの取組方針・施策分野

[取組方針]

気候変動に伴う自然災害や、発生が懸念される大規模地震等、町内で起きうる災害への予防力、対応力、回復力を高めるため、町民が自助・共助に基づき自ら考え、行動する意識を高めるとともに、公助を担う行政との協働により必要な対策や準備などの取組を強化します。

犯罪のない安全なまちづくりを進めるとともに、町民の一人ひとりが健康づくりを進められる保健・医療の体制の充実に向けた取組を強化します。

子どもから高齢者まで、障がいのあるなしにかかわらず、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

[施策分野]

- (1) 防災
- (2) 温暖化対策
- (3) 交通安全・防犯
- (4) 雪対策
- (5) 保健・医療
- (6) 地域福祉
- (7) 高齢者支援
- (8) 障がい者支援

防災
健康

(1) 防災

【基本方針】

大規模な自然災害が頻発している現状を踏まえ、地域運営組織や庄内町防災士ネット等との連携のもと、町民が自助・共助に基づき自ら考え、行動する意識を高めるとともに、自主防災組織による防災活動、避難所運営に向けた体制を強化します。

また、酒田地区広域行政組合による広域的な常備消防・救急体制及び消防団の充実強化を図るとともに、防災資機材の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の充実、災害時の情報連絡体制の強化など総合的な消防・防災・減災体制を確立します。

激甚化、頻発化する水害への対策として、国や県、河川の流域市町村、町民などあらゆる関係者が連携し、「流域治水」に取り組みます。

取組の展開

施策1 避難所運営の体制整備と自主防災組織の防災活動支援

- ① 発災時に迅速な避難所の開設と円滑な運営を行うことができるよう、7つの地域運営組織と協働して指定避難所ごとの運営組織の体制整備や平時からの準備・訓練等の支援に取り組みます。
- ② 災害時に自らの命を守り(自助)、地域で助け合う(共助)ための意識啓発や知識習得に向けて7つの地域運営組織や庄内町防災士ネット等と連携して取り組みます。
- ③ 避難所等の施設、備蓄品等の整備、避難行動要支援者の避難体制の充実を推進します。

施策2 常備消防・救急体制と消防団の充実強化に向けた取組

- ① 酒田地区広域行政組合による常備消防・救急体制の充実に向けて協力して取り組みます。
- ② 人口減少社会の中においても、消防団の人員確保に努めるとともに体制の充実・強化に取り組みます。
- ③ 災害時に必要な防災資機材の確保、連絡体制の拡充など実践的な防災・減災に取り組みます。

施策3 治山・治水対策の促進

- ①土砂崩れや山腹崩壊、土砂流入などによる自然災害から山間地域を守るため、治山・砂防事業の推進を国や県に要請するとともに、パトロールを継続し適切な森林の保全管理を推進します。
- ②最上川、京田川及び立谷沢川などの堤防の除草を実施し、河川の環境保全及び河川愛護意識の醸成を図ります。また、水害から町民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活の確保を目指し、河川改修事業の推進を関係機関に要請していくとともに、市街地での浸水被害等を軽減させるため水路改修等の排水対策をします。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
自主防災活動実施回数	回	48	75	令和6年度実績
地域防災訓練参加人数	人	537	700	令和6年度実績
防災士の資格累計取得者数	人	65	100	令和6年度累計実績
消防団員演習参加率	%	53	60	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
庄内町地域防災計画	令和3年度～
庄内町京田川洪水ハザードマップ	令和4年6月～
庄内町最上川洪水ハザードマップ	令和4年6月～
庄内町内水ハザードマップ	令和8年4月～

(2) 温暖化対策

【基本方針】

ゼロカーボンシティ宣言の町として、地球温暖化対策への理解を深め、2050年までのカーボンニュートラル実現を目指します。そのための脱炭素の取組として、日常生活や企業活動のあらゆる分野での省エネ活動の推進、再生可能エネルギーの積極的な利用を進めるとともに、エネルギーの地産地消を実現することで、自然資源と経済の好循環を創出し、防災や暮らしの質の向上等の地域課題の解決に取り組みます。

取組の展開

施策1 エネルギーが循環する災害に強い快適な暮らし

- ①再生可能エネルギー発電施設による電力の地域内での導入・活用を推進し、エネルギーの地産地消に取り組みます。
- ②公共施設に太陽光発電と蓄電池を設置し、平常時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、停電時でも電力を利用できるよう、指定避難所等の施設への導入可能性調査や事業計画策定を実施し、再エネ導入を推進します。
- ③快適な住環境整備のために新築やリフォームにおける住宅のZEB(※1)・ZEH(※2)化を促進します。

施策2 持続可能な農業に向けた脱炭素化の推進

- ①秋耕や中干し期間の延長等によるメタンの排出量抑制や、もみ殻のバイオマス活用に向けた取組の促進により、町の基幹産業である水稻農業の脱炭素化を図ります。
- ②地元食材の消費を学校や福祉施設に働きかけ、運搬や保管の際などに発生する温室効果ガス排出量の削減を図ります。

施策3 美しい田園風景と森林資源を活かす脱炭素

- ①森林環境譲与税等を活用し、森林経営管理制度により、CO₂吸収源である森林を整備し保全します。
- ②地域で発生する間伐材をペレットや薪等の木質バイオマスとして活用し、化石燃料使用量の削減を図ります。
- ③環境教育を通じて町の自然や産業の特性・魅力を伝え、地域脱炭素化に向けた意識の醸成を図ります。

施策4 地域経済循環や地方創生の実現への貢献

- ①再生可能エネルギー農山漁村活性化基金等を活用し、地域課題の解決と地域経済の循環を図ることにより、住んでよかったと思えるまちづくりに貢献します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
町におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	143	64.3	平成25年度の排出量 (政府実行計画による)
住宅への太陽光発電導入量	Kw	1,528	1,743	令和5年度自治体排出量 カルテ最新情報
公共施設への太陽光発電導入率	%	令和7年調査により 設定予定	50	令和7年度実施の公共施設 太陽光発電等導入調査により 設置可能と判断された施設
事務事業の電力消費による CO ₂ 排出量削減率	%	16.2	100	平成25年度を基準年 とした削減率
稲作におけるメタン対策 実施面積	ha	290	336	令和6年度実績
間伐面積	ha	21	47	令和6年度実績
造林面積	ha	0	21	令和6年度実績
ペレットストーブ、 薪ストーブ新規導入台数	台	72	117	累計台数

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町地球温暖化対策実行計画	令和7年度～令和12年度

(※1) ZEB: 高断熱化や高効率な設備導入等により省エネを図り、再生可能エネルギーの活用で、建築物全体の年間一次エネルギー消費量をゼロに近づけることを目指した建築物

(※2) ZEH: 高断熱や高効率設備によって省エネを実現し、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した住宅

(3) 交通安全・防犯

【基本方針】

交通事故のない安全なまちづくりに向け、庄内警察署や交通安全協会など関係機関・団体との連携のもと、交通安全に対する意識啓発、運動の推進、施設の整備充実などに取り組み、誰もが安全に移動できる社会を構築します。

犯罪に巻き込まれない知識を身に付け、庄内警察署や防犯協会など関係機関・団体と連携し、防犯・パトロール活動に取り組みなどまちぐるみで犯罪が起きない住みよいまちを目指します。

取組の展開

施策1 交通安全に向けた意識啓発と環境整備の推進

- ①交通安全運動を通して、〔1〕運転者の基本ルール遵守徹底、〔2〕高齢者と子どもの交通事故防止、〔3〕自転車利用時の交通事故防止、〔4〕飲酒運転の撲滅、に取り組みます。
- ②通学路などにおける危険箇所の点検を実施し、カーブミラーや啓発看板の設置など交通安全施設を整備します。

施策2 犯罪の起きない地域づくりの推進

- ①各季の地域安全運動や日々の巡回パトロール等を通じて、広報・啓発活動を実施し、地域防犯に取り組みます。
- ②防犯灯の管理や犯罪等の情報提供等を実施し、犯罪が起きにくい地域づくりと意識の啓発に取り組みます。
- ③防犯ポスター・標語や少年の主張などの事業を通じて、青少年の意識高揚に取り組みます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
交通事故死亡者数(庄内警察署管内)	人	0	0	令和6年実績
防犯立哨実施回数	回	15	18	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町第12次交通安全計画	令和8年度～令和12年度

(4) 雪対策

【基本方針】

安全・安心な冬の暮らしが送れるよう、除排雪及び屋根の雪下ろしの業者や地域との連携により持続可能な除排雪体制を確立します。

取組の展開

施策1 道路の除排雪体制の充実

- ①町道の除排雪体制の維持・充実のため、除雪機械を計画的に更新するとともに、国・県道の除排雪体制の維持・充実を継続して要請します。
- ②地域において自主的に行う生活道路等の除雪を支援します。

施策2 高齢者世帯等の除排雪の支援

- ①高齢化等に伴い除排雪作業が困難になる世帯を支援するため、地域で助け合う体制づくりを推進します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
生活道路除雪事業参画集落	集落	38	40	令和6年度末実績件数
除雪等支援組織数	組織	12	20	令和6年現在の協力組織数

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
除雪基本計画	毎年度
第3期庄内町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度

(5) 保健・医療

【基本方針】

町・地域・職場などが協力し、生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせるようにライフステージに応じた主体的な健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、町内の医療機関との連携や広域的連携のもと、安心できる医療体制の確保に努めます。

取組の展開

施策1 健康づくり及び自殺対策等、保健事業の推進

- ①減塩の推進、バランスの良い望ましい食習慣、身体活動と運動習慣の定着を推進します。また、定期的に特定健康診査やがん検診の受診を促し、健診結果を活用した生活習慣の見直しと重症化予防を推進します。
- ②悩んでいる人に気づき、身近な支援者となる心のサポーター（ゲートキーパー）を増やします。また、睡眠や休養、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を図ります。
- ③感染症発症予防対策及び予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

施策2 安心できる地域医療体制の確保

- ①町内医療機関との連携や広域的連携のもと、地域医療体制及び救急・休日・夜間の医療体制の維持・支援を行います。
- ②持続可能な医療体制確保のため、身近に相談できるかかりつけ医を持つことについて、普及・啓発を図ります。
- ③真に救急を必要とする方への迅速な対応、また、救急体制への負担軽減のため、緊急性の低い場合の救急車利用を避けるなど、救急医療の適正利用について、普及・啓発を図ります。

施策3 国民健康保険事業の健全化

- ①保健事業の推進により被保険者の健康の保持増進を図るとともに、レセプト点検の充実やジェネリック医薬品利用促進等の取組を進めることにより、医療費の抑制に努めます。
- ②国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を継続し、高い収納率を維持します。
- ③国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取組を推進します。

施策4 後期高齢者医療制度の適正運営

- ①広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めます。
- ②国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取組を推進します。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
国民健康保険特定健康診査受診率	%	61.8	63.0	令和5年度実績
後期高齢者医療保険健康診査受診率	%	32.1	33.0	令和5年度実績
自殺死亡率(人口10万対)	人	15.5	14.5	令和4年実績
心のサポーター数	人	1,645	1,872	令和5年度実績
国民健康保険税収納率(現年度分)	%	98.05	98.50	令和5年度実績
国民健康保険一人当たり診療費	円	339,209	375,000	令和5年度実績
後期高齢者医療保険一人当たり診療費	円	707,642	731,000	令和5年度実績

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
健康しょうない21計画(第4次)	令和7年度～令和18年度
庄内町新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～
第4期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度
第3期庄内町国民健康保険データヘルス計画(保健事業実施計画)	令和6年度～令和11年度
庄内町国民健康保険事業計画	毎年度

(6) 地域福祉

【基本方針】

自らが共助・互助のプレイヤーとしての意識を持ち、互いに支え合いみんなが安心して暮らし続ける町を目指します。また、いろいろな課題を抱える方が孤立しないよう、地域での居場所づくりを推進し、支援につながる体制づくりを目指します。

取組の展開

施策1 包括的な支援体制の整備

- ①誰一人取り残さない町を目指し、社会福祉協議会と連携し、包括的な相談体制として福祉総合相談センターの機能拡充、利用増加に努めます。
- ②互いに支え、支えられ、誰もが社会とつながる町を目指します。
- ③民生委員・児童委員、保護司をはじめとした関係者や関係機関と連携し、犯罪被害者の支援と、「再被害または二次的被害等」の防止に取り組みます。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
総合相談利用者数	件	5,690	6,800	令和6年実績
民生委員・児童委員充足率	%	89.9	100.0	令和6年実績

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
第3期庄内町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
第7期庄内町障がい福祉計画	令和6年度～令和8年度
健康しょうない21計画(第4次)	令和7年度～令和18年度
庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度

(7) 高齢者支援

【基本方針】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム(※1)の更なる推進を地域と共に図ります。

取組の展開

施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①地域包括ケアシステムの構築及び基本理念について、住民、医療・介護専門職や多様な主体等に対し周知を図ります。
- ②地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たすよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③多種多様な組織等と連携しながら、その人らしい日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。
- ④在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の協働・連携を推進します。

施策2 高齢者の生きがい施策の推進

- ①就労支援として、高齢者の雇用機会の確保や就労ニーズの把握、情報提供を行います。
- ②社会参加の取組として、地域活動の担い手の確保、既存の地域活動の活性化、サロンや老人クラブの活動支援を行います。
- ③生涯学習の推進として、生涯学習の機会の充実を行います。

施策3 一般介護予防の推進

- ①健康づくり事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸に取り組みます。
- ②身近な地域での自主的活動を推進します。
- ③住民主体の通いの場等への参加率向上を目指します。

施策4 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止

- ①介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指します。
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の拡充に努めます。
- ③介護給付の適正化に努めます。
- ④介護人材確保・資質の向上・業務の効率化に努めます。

(※1)地域包括ケアシステム：福祉サービスや介護保険サービスの基盤と高齢者を含む多様な主体の地域の力を組み合わせ、地域が一体となり支援体制を構築する仕組み

施策5 認知症総合支援の推進

①認知症の方及びその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の知識の普及や認知症の方及びその家族を支援する事業を推進します。

施策6 高齢者の安全安心な暮らしの支援

- ①地域共生社会(※1)の構築を目指します。
- ②判断能力が不十分な高齢者の意思決定を支援できるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護事業を推進します。
- ③安定した介護職人材確保のため、介護ロボット・介護ICT(※2)を活用した取組を支援します。
- ④在宅での暮らしを支援する事業を実施します。
- ⑤家族介護支援を推進します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
在宅医療・介護に関する町民向けセミナー等開催数	回	2	3	令和6年度実施
担い手養成講座等参加人数	人	18	30	令和6年度実績
住民主体による活動の場等への参加率	%	6.6	8.0	令和6年度実績
家族介護者交流会・介護教室参加人数	人	21	30	令和6年度実績
認知症サポーター養成講座等開催数	回	6	20	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度
第3期庄内町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
第7期庄内町障がい福祉計画	令和6年度～令和8年度
健康しようない21計画(第4次)	令和7年度～令和18年度

(※1)地域共生社会:地域住民や多様な主体が協力し合い、誰もが支え合う社会を目指す概念

(※2)介護ICT:介護分野における情報通信技術を活用した、見守りシステムや介護記録作成システムなどの業務支援ツール

(8) 障がい者支援

【基本方針】

障がいのある人もない人も、誰もが共に支え合い、自立して自分らしく暮らせるよう、必要な障がい福祉サービスや障がい者相談支援センターなどの体制の充実を図ります。また、町民が障がいへの理解を深めるための取組を行います。

取組の展開

施策1 障がいのある人もない人も共に暮らす地域づくり

- ①障がい者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉分野やその他関係分野のそれぞれの機関が連携し、切れ目のない支援と必要な環境の整備を行います。
- ②障がい者個々の適正に応じた職場への就労・定着を支援します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
地域活動支援センター利用者数	人	686	1,000	令和6年利用者数
就労移行支援事業利用者の 年間一般就労移行者数	人	0	2	令和6年実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
第7期庄内町障がい福祉計画	令和6年度～令和8年度
第4期庄内町障がい者計画	令和6年度～令和11年度
第3期庄内町障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度
第3期庄内町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
健康しょうない21計画(第4次)	令和7年度～令和18年度
第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度

〔施策の柱②〕

未来を担う子どもたちを育むまちづくり

社会の礎となる、かけがえのない子どもたち。

その可能性は、宇宙のように無限大。

一人ひとりの瑞々しい個性を尊重しながら、

才能の芽が伸びやかに成長し、やがて大きく花開く姿を

あたたかく見守り、力強く支える。



とともにもに育む

現在から未来へ…地域の歩みと展望

この分野の取組状況

●子どもの居場所等づくり

子どもや高齢者などとの地域住民の交流の場として、地域食堂(こども食堂)や学習支援など、子どもや若者が安心できる居場所づくりを応援しています。食事だけでなく、食育や様々な体験など学習の場、世代間交流など多くの役割を果たしています。



●特色ある学校給食の実施

給食費の保護者負担軽減を図るとともに友好町である南三陸町の食材を使用した「南三陸町友好献立」や町内の有機農業に取り組む生産者の米を使用した「有機米給食」などにより、子どもたちの心身の健全な発達を促し、食に関する知識や習慣を身につける上で重要な役割を果たしています。



●絵のある図書館 本のある美術館

町立図書館・内藤秀因水彩画記念館では、子どもからお年寄りまで各世代にとって居心地の良い場所、心安らぐ利用しやすい施設となるよう努めています。

館内では、庄内町の偉人や郷土に関する資料など閲覧が可能となっています。また、「絵のある図書館 本のある美術館」という施設の特色を活かした絵本原画展やおはなし会などのイベントを実施しています。



これからの取組方針・施策分野

[取組方針]

将来を担う子ども達が、主体的に生きる心と体の育成を支援し、健やかな成長を図れるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりを強化します。

子どもから高齢者まで、自ら学び続けられる環境の整備を進めるとともに、町民が互いに思いやり、助け合う意識の醸成を図る学びの環境づくりを推進します。

地域全体で文化芸術活動や文化に親しめる環境の充実を図り、本町に誇りを持つ、未来を担う子どもたちを育むまちづくりを推進します。

[施策分野]

- (1) 子育て支援
- (2) 学校教育
- (3) 社会教育
- (4) 青少年健全育成
- (5) スポーツ活動
- (6) 文化・芸術・文化財
- (7) 多文化共生

子育て
教育

(1) 子育て支援

【基本方針】

こども基本法の理念であるこどもの利益を最優先に考える社会のもと、こどもを「どまんなか」に位置づけ、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域など地域全体が協働し、より一層子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備します。

取組の展開

施策1 切れ目のない子育て支援の充実

- ①こども家庭センターや子育て支援センターの機能を強化し、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様な支援と相談体制の充実に努めます。
- ②時代に応じた子育てニーズの把握に努め、多様化に対応したサービス提供や経済的支援の充実に取り組みます。
- ③ひとり親家庭や貧困家庭など配慮を必要とする家庭への相談体制を整備し、適切な支援サービスの充実を図ります。
- ④小学校再編に伴う学童保育所の在り方については、保護者や地域の意見を参考にするとともに、関係機関と協力しながら、子どもと保護者が安心して利用できる環境を整えます。

施策2 安心して子どもを産み育てるための支援の充実

- ①妊娠・出産期から子育て期にわたり、子どもと保護者の心身の健康を守り、不安に寄り添う支援体制を充実させます。
- ②子どもの健全な心身の発育に重大な影響を与える児童虐待を防止するため、養育環境に課題を抱える家庭への支援体制を強化します。
- ③発達に課題や障がいのある子どもが身近な地域で適切な保育・教育・サービスを受けられるよう、切れ目のない支援の充実を図ります。

施策3 子育てを支える地域づくりの推進

- ①保護者や子どもが気軽に集い、交流できる機会や居場所を身近な地域に整備するとともに、ボランティア団体などと連携し、子育て家庭同士や地域との交流を促進します。
- ②家庭や学校、地域が協力し、地域全体で子育てを支えることで、子どもが健やかに成長できる環境をつくります。また、地域で子育てを支える子育てサポーターやボランティアなどの人材の活用と育成に取り組みます。

施策4 子どもや保護者の声を反映した子育て支援

- ① 子どもや保護者の意見を聞き取る機会を定期的に設け、アンケートや座談会などを通じて町の施策に反映させます。
- ② 子育て施策の透明性を高めるため、子どもたちが安心して意見を表明できる環境や仕組みを整えます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
子育て支援センター利用者数	延べ人数	25,160	20,890	令和6年度実績
こども誰でも通園制度利用者数(※1)	延べ人数	0	14	令和6年度実績
産後ケア利用率	%	17.5	35.0	令和6年度実績
子育ておたすけ事業 (ファミリーサポート制度) 利用者数(※2)	延べ人数	14	15	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度
(仮称)庄内町こども計画	令和9年度～令和11年度
第2次庄内町母子保健計画	平成28年度～令和8年度
第4期庄内町障がい者計画	令和6年度～令和11年度
第3期庄内町障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度

(※1) こども誰でも通園制度: 保護者の都合に関わらず、子どもを保育所等で一時的に預かり、多様な体験を通じて子どもの成長を支援する制度
 (※2) 子育ておたすけ事業(ファミリーサポート制度): 子育ての支援を必要とする人と、子育てを手助けしたい人が地域で助け合う制度

(2) 学校教育


【基本方針】

「庄内町子ども像」の具現化を図り、「庄内町教育振興基本計画」を推進します。家庭・学校・地域・行政が一体となって、総合的な学力、思いやりの心、人や社会に役立とうとする共生の心を育みます。また、幼児期を人間性の基礎を培う重要な時期と位置づけ、多様な体験や地域の人とのふれあいを大切に、教育の充実と保護者への支援を推進し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えます。


庄内町子ども像

わたしたちは
緑と風と清流の里 庄内町を愛し
いのちがやく
じょうぶな体をつくります
感謝と思いやりの心を持ち
ともに支え合います
目標に向かって
あきらめないで やりとげます

平成二十一年七月二十三日制定



庄内町子ども像イメージキャラクター
「八郎くん」



庄内町子ども像イメージキャラクター
「椿ちゃん」

取組の展開

施策1 互いの個性を尊重し、主体的に生きる心と体の育成

- ①多様性や個性を認め合い、自他のいのちや生き方を大切にする教育を進めます。子どもたち自身が自分たちの生活をよりよくしようとする意識を育て、子どもたちの自治的能力の向上を目指します。
- ②幼稚園や学校での「居場所づくり」や「絆づくり」を進め、いじめ・不登校の未然防止に努めます。また、教育相談などの体制を整備し、適切な対応と支援を行います。
- ③地域・学校・家庭が連携して健全な生活習慣づくりや体力向上を意識した遊びや運動に取り組みます。また、給食費の保護者負担軽減を継続するとともに地元産有機米給食の実施など地産地消による食育活動を推進します。

施策2 よりよい生き方を目指し、自ら学び続ける力の育成

- ①ICTを活用した授業や探究学習の充実を図り、子どもたちが自ら課題を見つけ、主体的に学ぶ力を育成します。地域課題や実生活に関わるテーマを取り上げ、子どもたちが対話や協働を通して多面的・多角的に考える学びを促進します。
- ②多文化共生や国際的視野を育むため、教科や特別活動の中で国際理解を深める学習を計画的に行います。また、外国語教育の充実を図るとともに、持続可能な社会の実現に向け、子どもたちの主体性と国際的な視野を育みます。
- ③共生社会の実現に向け、すべての子どもに応じた指導ができるよう、教職員の指導力の向上を図ります。特に、インクルーシブ教育(※1)を推進する観点から、特別支援教育に関する研修を充実させ、すべての教職員が専門性を高められる環境を整備します。

施策3 庄内町の良さを活かした魅力ある教育の推進

- ①町の自然・歴史・文化を学び、豊かな心を育むため、社会科副読本や地域人材・地域施設を活用したふるさと教育を子どもの発達段階に応じて進めます。また、地域学校協働活動の充実を図るため、地域人材を活用した活動を推進します。
- ②学校運営協議会の仕組みを活用し、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指します。地域と学校が成果と課題を共有し、課題解決に向けて連携を進めます。
- ③学びの連続性を意識して、幼保小中の縦の連携、交流を進めるとともに、小中学校それぞれの統合を見据えた横の連携、交流を強化していきます。また、小中高連携会議を活用し、庄内総合高校との連携を進めます。

施策4 地域社会の変化に対応した教育環境の整備

- ①施設の点検や修繕等により適切な維持管理を行い、園児・児童生徒の安全安心な教育環境の確保に努めます。施設整備に当たっては、「庄内町立小中学校再編整備実施計画」や「庄内町学校施設長寿命化計画」により将来を見据えた持続可能な教育環境の整備を図ります。
- ②少子化や社会情勢の変化による保護者ニーズの把握に努めるとともに、幼児教育・保育体制の今後の在り方について、関係機関と連携して検討を進めます。

(※1)インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学び合う教育のこと(文部科学省)

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
「人の役に立つ人間になりたい」 子どものAB評価の割合	%	小90 中95	小95 中95	令和6年度の全国学習 状況調査の結果
「自分には良いところがあると思う」 子どものAB評価の割合	%	小75 中85	小80 中85	令和6年度の全国学習 状況調査の結果
「課題の解決に向けて、自分で考え、 自分から取り組む」子どものAB評価の割合	%	小75 中75	小80 中80	令和6年度の全国学習 状況調査の結果
「友達との間で話し合う活動を通じて、 自分の考えを深めたり、新たな考え方に 気付いたりする」子どものAB評価の割合	%	小80 中85	小85 中85	令和6年度の全国学習 状況調査の結果
「ふるさと教育の推進」 教職員のAB評価の割合	%	幼95 小95 中90	幼95 小95 中92	令和6年庄内町教職員 アンケートの結果
「地域や社会をよくするために何かして みたいと思う」子どものAB評価の割合	%	小80 中70	小80 中80	令和6年度の全国学習 状況調査の結果

「A当てはまる」、「Bどちらかといえば当てはまる」

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
庄内町教育振興基本計画	令和8年度～令和17年度
庄内町学校施設長寿命化計画	令和3年度～令和42年度

(3) 社会教育

【基本方針】

地域社会が「ひとつ」になって主体的に協働や参画をし、町民みんなで、生き活きとした地域コミュニティ、絆をつむいでいきます。

まちづくりセンターや図書館が、「みんなが集い 学び ふれあい つながる 心地よい居場所」となるよう活用を促進します。

取組の展開

施策1 学校・地域が支え合う仕組みで地域力の向上

- ① 地域と学校が連携、協働し、地域住民や保護者等の参画で、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域づくりへの主体的な意識を持ち、庄内町地域学校協働活動推進事業やコミュニティ・スクールを介して地域と一体となって子どもの成長を支援します。
- ② 子どもたちが地域や集落の行事に参加しながら、地域の一員としての連帯感を持ち、地域に貢献する活動を支援します。

施策2 生涯学習の充実

- ① 町広報紙、ホームページ等による学びの情報を発信し、地域の歴史や文化等にふれる活動、社会的な課題のワークショップなど、気軽に参加できる学びの機会を提供します。
- ② 「人生百年時代」における学びの機会を充実し、高齢になっても生きがいづくりの創出につながるように、地域の特性を活かした事業や各種講座を支援します。

施策3 「みんなが集い 学び ふれあい つながる図書館」の有効活用

- ① 従来の知の拠点の機能に加え、新たに利用者の居心地の良さを追求した滞在型図書館の機能や、町の賑わいや町民のつながりを生み出す交流拠点の機能を持つ、親しみやすい図書館にします。
- ② 内藤秀因水彩画記念館との相乗効果となるように、図書資料と絵画を中心とした芸術作品との関連性を活かした「絵のある図書館 本のある美術館」をテーマとする空間づくりをします。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
まちづくりセンターの指定管理による自主的な運営	地域	7	7	令和6年度実績
まちづくりセンターの利用者の満足度のA評価	地域	5	7	令和5年度実績
図書館来館者数	人	58,914	59,000	令和6年度実績
図書館での読み聞かせ会やお話し会の開催数	回	18	20	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町子ども読書活動推進計画(第四次)	令和8年度～令和12年度

(4) 青少年健全育成

【基本方針】

子どもたちが、心身ともに健やかで、人間性豊かに育まれる社会環境づくりに、家庭、学校、地域、行政が「ひとつ」になって、力強く取り組みます。

取組の展開

施策1 魅力ある地域体験事業の創造と青少年活動の充実

- ① 青少年の成長過程に合わせた活動や青少年の健全育成を促すための活動を、家庭、学校、地域、行政等が連携して支援します。
- ② 地域運営組織や地域住民の協力で放課後子ども教室を実施し、児童と地域住民の世代を超えた交流のほか、体験活動、文化活動等の充実を図ります。
- ③ お互いに協力して成し遂げることの達成感や共に支え合い学び合いながら思いやる心、協力し認めあう心を育むため、ボランティア活動の機会の提供と啓発に努め、活動への主体的な参加を促します。

施策2 「しつけの基本は家庭から」という自覚の高揚

- ① 地域の身近な情報交換や交流の機会の提供に努め、家庭教育力向上のための学ぶ機会の充実を図ります。
- ② 保護者と地域住民によるネットワークづくりを支援し、個々の家庭だけでなく、地域と連携し、町全体の家庭教育力の向上を図ることで、「家庭教育は教育の土台である」という気運を町民に広げます。
- ③ 子育てに悩む親が子育てについて情報交換する機会を提供します。

施策3 規範意識、思いやり、助け合いの意識の醸成

- ① 地域、学校、PTA、家庭が一体となって進めている「笑顔で元気なあいさつ運動」を支援し、地域全体でマナーやルールを守ろうとする意識の醸成を図ります。
- ② 「大人が変われば子どもも変わる」といわれるように、まず大人から率先して手本を示し、社会生活における規範意識や人を思いやる心の大切さ等の啓発に努めます。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (令和12年度)	基 準 値 の 説 明
放課後子ども教室の 委託実施小学校区数	学区	3	5	令和6年度実績
小中学校における保護者の 家庭教育事業への参加人数	人	364	400	令和6年度実績

(5) スポーツ活動

【基本方針】

子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、生涯にわたって健康で生きがいを持てるスポーツに取り組み、交流の輪を広げます。

取組の展開

施策1 庄内町スポーツ推進計画と町民のスポーツ活動の推進

- ①「庄内町スポーツ推進計画」に基づき、健康と生きがいをつくる生涯スポーツを推進します。
- ②関係機関や団体と連携し、スポーツ少年団活動をはじめ、年齢や性別、体力に適応した活動でスポーツに親しむ意義を町ホームページや広報紙で情報発信し、スポーツ・レクリエーション活動への関心を高めます。
- ③「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」を策定し、家庭・学校・地域の共通理解のもと、スポーツ活動による青少年健全育成を目指します。

施策2 各種スポーツの競技力向上の支援

- ①学校やスポーツ協会、各種目の団体等が連携し、競技者や競技者を支える人の過度の負担とならないように配慮しながら、競技力の向上を目的とした各種大会や講習会等の開催を支援します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
社会体育施設の利用者数	人	228,436	240,000	令和6年度実績
うち、八幡スポーツ公園 6施設の利用者数	人	199,748	205,000	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町スポーツ推進計画	令和5年度～令和12年度

(6) 文化・芸術・文化財

【基本方針】

子どもから高齢者まで、誰もが文化や芸術にふれあい、地域全体で文化芸術に親しみ、交流の輪を広げます。

文化財や民俗芸能を大切に保存継承し、デジタル化を進め、地域の宝として次世代へ継承します。

取組の展開

施策1 子どもから高齢者までいきいきと文化に親しむ、文化活動の推進

- ①町民主体の文化芸術活動の促進や魅力ある文化芸術にふれあう機会を提供し、子どもから高齢者まで文化に親しむための環境づくりを進めます。
- ②内藤秀因水彩画記念館で、内藤作品の通年展示や特別展、絵本原画展など、身近で芸術に親しむための環境づくりを進めます。

施策2 郷土に誇りを持つ文化財や伝統文化の継承活動の支援

- ①文化財や民俗芸能は、地元への愛着を深め、まちづくりへの参加意識を育む貴重な活動であるとともに、地域コミュニティを深める拠り所としての役割も担っており、保存伝承活動を支援します。
- ②町で保存する映像のデジタル化や踊りの所作等の記録を進めるとともに、庄内町民俗芸能保存伝承協議会と連携し、発表の場の提供や情報交換、情報発信に努め、後継者づくりを支援します。

施策3 資料収蔵する場所の確保と文化財のデジタル化の推進

- ①所蔵する民俗資料等のデータベース化を推進します。また、展示として公開するだけでなく、デジタル環境での公開ができるように整理を行うとともに、適切な保管に努めます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
響ホール利用件数	件/年	1,462	1,600	令和6年度実績
町指定文化財指定件数	件	107	109	令和6年度実績
収蔵資料のデジタル化	%	0	40	令和6年度実績

(7) 多文化共生

【基本方針】

一人ひとりの違い、異なる文化や習慣を認め尊重し、お互いに協力し合える豊かな地域社会をつくとともに、国内外の様々な地域との幅広い交流で活性化を図り、住んでよし訪れてよしのまちづくりを推進します。

取組の展開

施策1 国内交流事業による交流

- ①友好町である宮城県南三陸町の青少年と交流し、ふれあいを深めるとともに、異なる自然や生活、文化等に接し、豊かな感性やたくましい想像力を育む機会を提供します。

施策2 日本人と外国人の相互理解・交流の促進

- ①偏見のない、互いの価値観を認め合う地域社会を目指し、異文化交流の機会の充実を図ります。
- ②外国人との円滑なコミュニケーションを図るため、外国語を学習する機会を提供します。
- ③友好都市であるハワイ州ホノルル市と互いの特色を活かした交流事業を展開し、地域の活性化と持続的な友好関係を構築します。

施策3 外国人が暮らしやすい環境構築

- ①外国人が地域の一員として活躍できる社会の構築を目指し、困りごとに対する相談窓口やサポート体制の充実を図ります。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
国際交流事業参加者数	人	966	1,000	令和6年度末実績

基本構想

基本計画

施策の柱①

施策の柱②

(7) (6) 多文化共生
文化・芸術・文化財

施策の柱③

施策の柱④

施策の柱⑤

〔施策の柱③〕

地域の活力を生むまちづくり

歴史が息づく米づくりを中心とした地域産業と、

この地ならではの観光資源。

大地の豊かな恵みと多様な営みが人々の心を結び合わせ、

新たな息吹を吹き込み、

咲き誇る笑顔と活気が、水面に描かれる波紋のように

どこまでも広がり、そして響き渡る。



とともに拓く

現在から未来へ…地域の歩みと展望

この分野の取組状況

●新規就農者・担い手育成

新規就農者の育成・確保と担い手の定着を目的として、庄内町を含む1市2町及び管内JA等が連携し、令和7年3月に「庄内南部新規就農者研修受入協議会」を設立しました。また、SEADS(鶴岡市立農業経営者育成学校)や、産学官金士でつくる山形県農業経営・就農支援センター等と連携し、次世代を担う農業経営者の育成にも取り組んでいます。



●山形庄内かめこめプロジェクト

つや姫やコシヒカリなどの美味しいお米のルーツである「亀ノ尾」発祥の地 山形県庄内町は、どこまでも水田が広がる米の国。その庄内町から始まった「山形庄内かめこめプロジェクト」は令和4年に発足。



亀ノ尾の生みの親で、米づくりに生涯を捧げた阿部亀治の情熱を受け継ぎ、農家、餅屋、糰屋、町役場、地域商社を中核メンバーに、庄内米にこだわったものづくりを行っています。

●しょうない氣龍祭

古くから「飛龍伝説」(旧余目町深川エリア)、「龍神信仰」(旧立川町立谷沢エリア)という龍にまつわる伝説が存在しており、2つの町に共通する「龍」をコンセプトに、五穀豊穡と町の発展を願う新たなまつり、それが「しょうない氣龍祭」です。みんなの願いを載せてダイナミックに舞う龍の姿を披露しています。



これからの取組方針・施策分野

[取組方針]

おいしい日本の米の源流である本町の米づくりを核とした持続可能な農業の更なる振興を図るとともに、農林業や商工業、観光との連携による、魅力ある食のまちづくりを推進します。

本町で働く環境の拡充につながる企業の誘致を展開するとともに、起業を後押し、本町での経済循環の活性化を推進します。

本町の豊かな観光資源をさらに磨き上げ、より多く、より広い観光・交流の町となることを目指し、地域の活力を生むまちづくりを推進します。

[施策分野]

- (1) 農林水産業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用・消費者対策

産業
観光

(1) 農林水産業

【基本方針】

「人」、「技術」、「生産基盤」の育成・普及・強化に取り組み、「国の基」である産業の生産性と付加価値、収益性を高めます。また、自然の力で営む仕事の難しさや、町の風景、防災、食育など多くの役割を持つ農林水産業の尊さをみんなで分かち支え合い、更に希望と誇りの持てる産業にします。

取組の展開

施策1 担い手の育成・確保・定着の推進

- ①地域の農業、農村を守るため、地域での話し合いを継続しながら、地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)を実行します。
- ②産学官民でつくる庄内南部新規就農者研修受入協議会やSEADS(鶴岡市立農業者育成学校)、東北農林専門職大学等と連携しながら、担い手の育成や定着を進めます。
- ③関係機関と連携し、法人雇用の就農支援のほか、農業バイトアプリや農作業ヘルパー制度等の求人・求職マッチング事業の有効活用により働き手確保を進めます。

施策2 食育・地産地消の充実、6次産業化と地産外商の促進

- ①関係機関や生産者等と連携し、家庭や学校給食における食育と地産地消を推進します。
- ②道の駅しょうないやクラッセ、JAの産地直売所、イベント等を活用し、地場産品のPR・販売・消費拡大を推進します。
- ③農商工及び観光との連携により、6次産業化と地産外商を促進します。

施策3 農業所得、生産性の向上

- ①低コスト生産技術やスマート機器の導入、農地の集約化、協業化等により、人・物・時間にかかる生産コストの低減や生産性の向上を促進し、米と園芸特産、畜産との複合経営や周年農業、輪作の推進を図り、農業所得の向上を目指します。
- ②関係機関と連携し、減化学農薬・減化学肥料や品質向上技術の普及、種苗センター等共同利用施設の有効活用、情報発信の強化等を図り、農畜産品のブランド化を目指した取組を進めます。
- ③将来にわたる安全な食料の安定供給確保のため、農畜産物の安全性向上、伝染性疾病や病害虫の発生予防、有害鳥獣による被害防止対策を強化します。

施策4 農業生産基盤の整備

- ①土地改良事業による基盤整備を進めることにより、生産性の向上や生産コストの削減を推進します。
- ②日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)を活用し、農業が持つ多面的機能を維持・発揮するための地域活動や営農活動を進めるとともに、制度を適切に運用します。

施策5 林業の振興

- ① 森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度や林業経営体と連携して計画的に森林整備を進めることにより、水源のかん養や山地災害の防止など、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるよう取り組みます。
- ② 林道等の整備を図るとともに、良質な木材の産出や間伐の推進、木質バイオマス資源の利用促進、公共建築物等における地元産材の活用を通じて、森林資源の循環利用を推進します。

施策6 内水面漁業の振興

- ① 関係団体を支援し、アユやサクラマス等の稚魚放流の取組を促進します。
- ② 淡水魚養殖施設の活用を図り、地域や商工観光業と連携しながら淡水魚の養殖と販売を推進します。
- ③ 地域資源である「庄内金魚」の伝統を守るため、観光とも連携し必要な支援をします。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
新規就農者数(計画期間内の累積)	人	6	25	令和6年度 山形県新規就農者動向調査
学校給食への地元産品(米、野菜等) 供給割合(金額ベース)	%	39.2	42.0	令和6年度実績
農業産出額	千万円	885	890	令和5年度農林水産省 「市町村別農業算出額」(推計)
ほ場整備率(田)	%	95.8	97.5	令和2年度実績
森林経営管理意向調査面積	ha	14	75	令和5年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町農業振興地域整備計画	平成18年度～
庄内町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和5年度～
第4次庄内町食育・地産地消推進計画(「庄内町6次産業化戦略」)	令和8年度～令和12年度
第2次庄内町花き振興計画	令和2年度～令和8年度
庄内町肉用牛生産近代化計画書	令和3年度～令和12年度
庄内町森林整備計画	令和5年度～令和15年度
庄内町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針	平成26年度～
庄内町林道施設長寿命化計画(個別施設計画)	令和3年度～令和12年度
地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)	令和6年度～

(2) 商工業

【基本方針】

地域活性化の源である商工業者の振興を進め、町内経済の発展を目指します。また、企業誘致活動を展開するとともに、起業家を後押しする環境づくりを進め、新たな活力の創出を目指します。

地元農産物を活用した商品開発、販路拡大を支援し、事業者の育成や相互の連携体制の強化を図り、6次産業化の推進と庄内町ブランドを確立し、「稼ぐ力」の創出を図ります。

取組の展開

施策1 商工業の振興による活気あるまちづくり

- ①消費拡大に取り組む事業者や、中心市街地のにぎわいをもたらす団体を支援するとともに、消費喚起や販売促進につながる取組を展開し、地域経済の活性化を図ります。
- ②先端設備等の導入を促進し、生産性や技術力の向上を進め、事業経営を支援します。
- ③DX化を進め、地域内で循環可能な消費拡大につながる施策を推進します。
- ④ふるさと納税と連動し、町内事業者の魅力ある商品の販路拡大につなげます。

施策2 小規模事業者の支援拡充と経営体質の強化促進

- ①小規模事業者の地域における役割と事業活動から生み出される付加価値の重要性を町民と共有するとともに、安定的な事業継続に係る取組を支援します。
- ②経営体質・基盤の強化のため、関係機関との連携のもと、人材育成や事業承継などの支援体制の強化を図るとともに、各種金融制度の周知と活用を促進します。
- ③新製品の販売促進や新たな販路拡大を目的として、工業展や商談会等に参加する事業者を支援します。

施策3 企業の立地促進と創業・経営革新の促進

- ①企業立地を促進するため、関係機関と連携した誘致活動を展開します。また、新たに進出もしくは拡充を行う事業者には、土地及び工場等の取得や雇用の拡大に対する支援を行うとともに、事業者にとってより魅力のある支援施策の検討を進めます。
- ②創業や経営革新、異業種間連携による新事業への挑戦など、意欲ある起業家や経営革新に取り組む事業者を支援します。

施策4 特産品開発、新産業創出等の支援

- ①農商工観連携を含めた地域全体でのネットワークの構築を展開し、新産業創造協議会の仲介やマッチング機能の強化を図り、6次産業化の推進と庄内町ブランドの確立を目指します。
- ②地域経済の活性化と収益向上を目指し、事業者、商工会等との官民連携体制を進め、持続的な収益性の追求を図ります。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
事業所数	事業所	836	811	令和3年経済センサス-活動調査
従業者数	人	6,810	6,470	令和3年経済センサス-活動調査
製造品出荷額等	万円	1,521,862	1,522,000	令和3年経済センサス-活動調査
創業者等応援補助金活用実績	件	15	25	令和元～令和6年度 創業支援補助金活用実績 (延べ)
6次産業化共同利用加工場 開発商品販売額	千円	16,744	16,750	令和2～6年度実績平均

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町創業支援等事業計画	平成28年度～令和13年度

(3) 観光

【基本方針】

月山山頂や立谷沢川流域の自然景観、歴史スポットの清川関所、家族で楽しめる風車村、カートソレイユ最上川などの観光資源を活かし、レジャー、食の交流、体験・滞在交流型の観光の充実と観光交流人口の拡大を目指します。

取組の展開

施策1 観光資源の活用

- ①月の沢温泉北月山荘を拠点とした体験型誘客プログラムの質を高め、月山山頂や立谷沢川流域の多彩な自然景観、文化、食を活かしたアクティビティから、集まる、楽しめる、魅力ある観光資源施設の充実と体験・滞在交流型観光を推進します。
- ②歴史、文化、史跡を再確認し、清川歴史公園を中心とした体験と学びの観光プログラムを推進するほか、桜の名所・楯山公園の眺望と狩川城址に着眼したコンテンツを設定し、北楯大学利長公と北館大堰を学べる交流型観光を推進します。
- ③風車村を拠点とした特色あるアクティビティを活かし、自然体験や遊びの場を提供し、家族・親子をターゲットにした観光交流人口の拡大と体験・滞在・交流型観光を推進します。

施策2 観光資源の磨き上げ

- ①「しょうない氣龍祭」をはじめ、龍を活用した関連事業の磨き上げを行い、本町観光振興の起爆剤として賑わい創出や観光消費の拡大を推進します。
- ②既存の観光資源を磨き上げながら、「庄内町ならでは」の地域資源である歴史、文化、食、産業等を活用し、体験プログラム「庄内町の小さな旅」のブランド化を推進します。

施策3 情報発信力の強化

- ①SNSを効果的に活用し、ターゲットに合わせた情報発信と効果的なプロモーション展開を行い、観光コンテンツとして幅広い世代からの認知度向上に努め、誘客を促進します。
- ②庄内観光コンベンション協会や日本海羽越広域観光推進協議会など、広域観光団体との連携による情報発信を強化するとともに、広域観光周遊ルートの企画・開発につなげます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
観光交流人口	人	962,350	1,000,000	令和6年度の実績値
観光ホームページアクセス件数	PV	106,263	250,000	令和6年度の実績値

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
第4次庄内町観光振興計画	令和5年度～令和9年度

(4) 雇用・消費者対策

【基本方針】

多様な働き方への対応や福利厚生充実を進め、誰もが働きやすい労働環境を構築し、女性や若者が活躍できる場を創出します。また、企業誘致活動や創業を支援し、雇用を創出します。

消費者の被害防止を図るとともに、「エシカル消費」(※1)の促進による持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

取組の展開

施策1 雇用の確保及び若者定着につながる雇用施策の推進

- ①ハローワーク等関係機関との連携を強化するとともに、雇用産業活性化支援員の配置により、きめ細かな相談体制を構築します。
- ②庄内町企業同友会、庄内町商工会と連携し、高校生や学卒者、UIターン者等が地元企業への理解を深める取組を展開します。
- ③多様な働き方への対応や誰もが働きやすい職場環境の構築を進め、町内事業者の雇用の確保と人材の定着に対する取組を推進します。

施策2 勤労者福祉の充実

- ①金融機関と連携し、勤労者融資制度を運用します。
- ②中小企業における勤労者福祉の充実のため、庄内町企業同友会が実施する福利厚生事業を支援します。

施策3 安全・安心な消費生活の推進と「エシカル消費」の促進

- ①消費者生活における被害の防止やトラブルの解決を図るために、情報提供と相談の充実に取り組みます。
- ②エシカル消費の理解と実践を促進し、持続可能な生活の実現を図ります。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
従業者数(再掲)	人	6,810	6,470	令和3年経済センサス-活動調査
庄内町企業同友会会員事業所数	事業所	99	105	令和6年度会員事業所数
消費者相談件数	件	4	0	令和6年度消費者相談件数

(※1)エシカル消費：人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費すること

〔施策の柱④〕

住みやすく安全で快適なまちづくり

雄大な自然と人との調和はこのまちの宝。

山々の懷に抱かれ、清らかな水が巡る美しい環境とともに、

豊富な資源がもたらす多くの恵みと

脈々と受け継がれる他者を慈しむ純真な心を

やわらかな風のにのせて次の世代へ。



とももに憩う

現在から未来へ…地域の歩みと展望

この分野の取組状況

●水道インフラの持続性の確保

経営基盤の強化と水道インフラの持続性を確保し、将来にわたり安全で安心な水道を安定して供給するため、鶴岡市、酒田市及び庄内町を構成市町とする広域水道企業団の設立と事業開始に向けて準備を行っています。



●空き家対策の推進

空き家を「貸したい」「売りたい」「借りたい」「買いたい」方への情報提供として、空き家バンク制度を実施しています。また、空き家対策を推進するため、保安上危険となる建築物等の除却への補助金の交付や空き家の適正管理や活用方法をまとめた空き家対策ガイドブックを無料で配布しています。



●地域公共交通の活性化

地域住民の交通手段の確保のため、町営バスやデマンドタクシーの運行を行っています。

令和7年度、地域公共交通計画の策定により、地域の特性や需要に対応しながら、地域の移動の足として総合的に検討しています。



これからの取組方針・施策分野

[取組方針]

町民が快適に住み続けられる上・下水道、ガス等の安定的な供給を維持するなどライフラインの強靱化を進めるとともに、道路・住宅・公共交通等の都市環境や生活環境の充実を図ります。

町の豊かな自然環境の維持・保全を進めるとともに、循環型社会の形成を進め、環境に負荷のかからない取組を推進します。

豊かな自然環境の保全と快適な憩いを感じられる環境の充実を図り、住みやすく安全で快適なまちづくりを推進します。

[施策分野]

- (1) 上・下水道
- (2) ガス
- (3) 環境衛生
- (4) 公園・緑化
- (5) 道路・公共交通
- (6) 住宅

環境
生活

(1) 上・下水道

【基本方針】

安全安心な水の安定供給のため、令和8年度から鶴岡市、酒田市及び庄内町が統合し事業を開始する庄内広域水道企業団の事業運営を推進します。

快適な生活環境づくりと河川等の水質保全に向け、公共下水道施設及び農業集落排水施設の適正管理と下水道事業を取り巻く構造的な課題への対策に取り組めます。

取組の展開

施策1 公共下水道事業の推進

- ① 厳しい財政状況を勘案し、安定した事業経営の実現に向けて、民間のノウハウ導入を含めた中長期的な視点を持ち、計画的・効率的に推進します。

施策2 施設の維持管理と接続の促進

- ① 公共下水道施設・農業集落排水施設の清掃・点検など適正な維持管理に努めるとともに、経費の節減を図るため施設の統廃合を検討します。また、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続を促進します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
水洗化率	%	92.1	93.7	令和6年度実績
農業集落排水処理施設数	箇所	14	13	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町下水道事業経営戦略	令和6年度～令和15年度

(2) ガス

【基本方針】

都市ガスを安全かつ安定的に供給するため、ガス管等の供給設備の整備・充実を図るとともに、ガス事業の健全経営に努めます。

取組の展開

施策1 経年ガス管の改修

- ①道路に設置されている非耐震ガス管(塩ビ管・ダクトイル鋳鉄管・白ガス管(亜鉛メッキ鋼管))の入替工事を計画的に実施します。

施策2 保安の確保

- ①ガスの製造設備及び供給設備の日常点検と定期点検を確実に実施します。
- ②需要家保安のため、ガス管の漏洩検査や消費機器調査の実施と、ガスの安全な使用について啓発します。

施策3 経営の健全化と広報活動の推進

- ①人口減少による影響や経済情勢を踏まえ、適正な料金を設定し、経営の健全化に努めます。
- ②都市ガスの熱効率や環境性に優れている点について、イベントや広告を通して周知し、他燃料との競合による需要の減少抑制に努めます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
非耐震ガス管残存延長	m	2,794	461	令和6年度実績
ガス管耐震化率	%	98.9	99.8	令和6年度実績
白ガス管(灯外内管)の残存本数	本	1,917	1,767	令和6年度実績
白ガス管(灯外内管)の残存率	%	30.9	28.4	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
非耐震ガス管入替工事計画表	令和7年度～令和14年度

(3) 環境衛生

【基本方針】

豊かな自然環境の保全に向けて、環境に配慮した行動や環境保全活動に取り組み、不法投棄の防止等に努めます。また、関係機関と連携して鳥獣被害対策、生息環境管理や捕獲対策を進め、人身被害防止や農林業被害の軽減を図ります。

良好な生活環境の維持に向けて、適切な指導、対応に取り組み、環境汚染や公害の発生防止に努めるとともに、生活排水処理の適正化を通じて河川などへの環境負荷の軽減に努めます。

循環型社会の形成に向けて、啓発活動に継続的に取り組み、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めるとともに、酒田地区広域行政組合における持続的なごみ・し尿処理、プラ新法に基づくプラスチックの資源循環に向けた体制整備を図ります。

取組の展開

施策1 環境保全意識の高揚と実践活動の促進

- ① 環境保全に関わる啓発活動を推進し、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、自然保護や環境美化をはじめ、各種の環境配慮行動・環境保全活動を促進します。
- ② 山形県鳥獣保護管理事業計画に基づき、県や警察、猟友会等と連携し、野生鳥獣の被害防止対策、生息環境管理及び捕獲対策の取組を組み合わせた総合的な鳥獣対策の推進に努め、人の生活領域に出没する野生鳥獣による人身被害の防止と農林業被害の軽減を図ります。
- ③ ごみの不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視・指導体制の強化を図ります。

施策2 公害・環境汚染・生活被害等の防止

- ① 公害や環境汚染のない良好な生活環境を維持するため、水質・土壌・臭気等に関する検査を実施するとともに、関係機関や地域と連携し、必要に応じて適切な監視・指導等を行い、発生の防止及び適切な対応に努めます。
- ② 火葬場については、利用者に配慮した環境づくりに努めるとともに、施設の維持管理を計画的に行い、適正な運営を図ります。
- ③ くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換促進や合併処理浄化槽の適正管理の推進により、生活排水の適正処理による生活環境や河川等への負荷低減を図ります。

施策3 ごみ処理体制の充実

- ①ごみの排出動向や関連法令等に則した分別収集体制の充実を図るとともに、ごみの出し方に関する広報・啓発活動の推進により、ごみ分別の一層の徹底を図ります。
- ②広域的連携のもと、ごみ処理施設の適正な管理・運営など、酒田地区広域行政組合によるごみ処理・リサイクル体制の充実を図ります。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
ごみの不法投棄件数	件	30	30	令和6年度実績
公害苦情件数	件	32	30	受け付けた公害苦情件数の過去5年間の平均値
合併処理浄化槽普及率	%	74	80	令和6年度実績
ごみ総排出量(一般廃棄物)	t	6,800	6,500	令和6年度実績
リサイクル率	%	13	15	令和6年度実績
古紙等の資源物回収量	t	950	1,000	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
第3次庄内町環境基本計画	令和8年度～令和17年度
庄内町鳥獣被害防止計画	令和8年度～令和10年度
第五次庄内町生活排水処理基本計画	令和8年度～令和12年度
第3次庄内町ごみ処理基本計画	令和8年度～令和12年度

(4) 公園・緑化

【基本方針】

豊かな自然や田園といった恵まれた環境を守るとともに、歴史的・文化的な資源を大切にし、身近な公共空間や良好な緑、街並みの創出を進めるとともに、快適な生活空間の形成を図ります。

取組の展開

施策1 身近な公園の整備と管理体制の充実

- ① やすらぎ・いこいの場、子どもの遊び場、防災空間を確保するため、公園の環境整備を図ります。
- ② 安全性の確保と利用率の向上に向け、老朽化した公園設備の点検・改修を計画的に推進します。
- ③ 地域住民による公園の愛護活動を促進します。

施策2 特色ある公園・緑地、親水空間の保全と活用

- ① 子どもが安全に水辺で遊ぶことができる清川河川公園など、親水空間の保全及び有効活用を進めます。

(5) 道路・公共交通

【基本方針】

町道・橋梁など、道路インフラの長寿命化及び更新について、国や県の支援制度を活用し地域住民の要望も踏まえながら計画的・効率的に整備を推進します。

また、空路の拡充や鉄道等の高速化と安全輸送など関係機関に積極的に要請していくとともに、町民生活や観光に欠かせない身近な交通手段として、町営バスやデマンドタクシーの運行体制の充実を図ります。

取組の展開

施策1 高速道路網の整備促進

- ①高規格道路新庄酒田道路の早期開通に向け、未事業化区間の早期事業化を沿線自治体などと連携し、国や県に積極的に要請します。
- ②日本海沿岸東北自動車道の早期開通に向け、庄内地域の自治体や経済団体などと連携し、国や県に積極的に要請します。

施策2 国・県道の整備促進

- ①国・県道の利便性の向上と通行安全性の確保に向け、道路改良や道路施設の新設など、国や県に積極的に要請します。

施策3 町道の整備

- ①町道の整備については、集落要望の優先順位を基本とし、計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働により、適正管理、維持補修に努めます。

施策4 道路ストックの長寿命化及び更新

- ①橋梁や道路照明灯などの道路ストックの点検を行い、施設の長寿命化と更新について計画的・効率的に推進します。

施策5 鉄道・空港の利用促進

- ①在来線鉄道の維持・発展を目指し、持続可能な交通基盤の充実を図るため、国等への積極的な要望活動を展開し、沿線地域の活性化につなげます。
- ②庄内空港の国際便の円滑な受入れに向けたターミナルビルの機能強化や国際的チャーター便の誘致など、県と2市3町が連携して推進します。

施策6 町営バス・デマンドタクシーの利便性の向上

①町営バス・デマンドタクシーは町民生活、観光客に必要不可欠な交通手段であり、デジタル技術を活用し、利便性が高く、安心して利用できる交通環境を整えます。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
町道改良率	%	88.2	88.8	令和6年4月1日時点

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
庄内町橋梁長寿命化修繕計画	平成26年度～令和46年度
庄内町地下道等長寿命化修繕計画	令和8年度～令和12年度
庄内町道路付属物長寿命化計画	令和2年度～令和12年度
庄内町舗装長寿命化修繕計画	令和3年度～概ね10年間
庄内町地域公共交通計画	令和8年度～令和12年度

(6) 住宅

【基本方針】

魅力的でゆとりのある住生活の施設整備に向け、住宅取得や空き家情報の提供、住宅建設・リフォーム等の支援など環境を整えます。

また、公営住宅の適正な維持管理・補修、長寿命化等を計画的に推進します。

取組の展開

施策1 民間住宅等の整備・充実の支援

- ①国・県などと連携し、耐震化や住宅建設・リフォームへの支援を行い、耐震診断の実施や耐震性の低い住宅の耐震化、老朽化した建物の改修、高齢者や障がい者に対応したバリアフリー化など、民間住宅等の整備・充実を支援します。
- ②住宅取得に対する支援等を行います。

施策2 空き家の利活用や解体の促進

- ①空き家バンク制度の更なる周知を図り、空き家資源の有効活用を推進します。
- ②放置されている空き家等の所在及び状態の実態把握や所有者などの特定を行い、庄内町空家等対策計画の方針に基づき総合的な空き家対策を推進するとともに、危険空き家等の解体を促進することにより快適な住環境の実現を目指します。

施策3 町営住宅等の適正管理

- ①既存の町営住宅等の適正な維持管理に努めます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
木造住宅耐震改修事業	件	2	4	令和6年度末累計実績
空き家バンクへの登録件数	件	99	124	令和6年度末累計実績
空き家バンクの売買成立件数	件	66	81	令和6年度末累計実績
老朽空家解体支援事業	件	65	105	令和6年度末累計実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町建築物耐震改修促進計画	令和3年度～令和12年度
庄内町空家等対策計画	令和8年度～令和17年度
庄内町公営住宅等長寿命化計画	令和3年度～令和12年度

基本構想

基本計画

施策の柱①

施策の柱②

施策の柱③

施策の柱④

(6) (5) 道路・公共交通
住宅

施策の柱⑤

[施策の柱⑤]

持続可能な協働のまちづくり

町、企業、そして地域住民。

それぞれの尊い知恵と経験が響き合い、奏でるハーモニー。

誰もが希望を抱き、積極的に社会と関わりながら、

持続可能な未来への詩を、永遠に紡ぎ続ける。



とともに筑木く

現在から未来へ…地域の歩みと展望

この分野の取組状況

●関係人口の創出

都市部で暮らす子育て世代が、家族で来町し、本町の保育園を利用しながら宿泊と田舎暮らしを体験する「保育園留学」を令和5年度から始めています。山にも川にも海にも近い「ちょうどいい田舎暮らし」が体験できるお試し移住プログラムを実施しています。



●コミュニティの活性化

地域における課題の解決と地域の活性化のために、令和4年度から町内7つの学区地区公民館を幅広く活用できるまちづくりセンターに移行しました。

それぞれ地域運営組織で「地域行動計画」を策定し、地域に対する愛着や連帯感の醸成、コミュニティの活性化を図っています。



●デジタル化の推進

住民サービスの向上と業務の効率化に向けデジタル化を推進しています。

地元企業の困りごとをデジタル化で解決する「D-Labo(デジタルラボ)」や通信機能を搭載するマルチタスク車両を活用した「マイナンバーカード出張申請受付」「移動図書館」など、多様な事業を行っています。



これからの取組方針・施策分野

[取組方針]

誰もが居場所と役割を持って、コミュニティに参加し地域に貢献する意識の醸成を進めるとともに、若い世代が本町での居住を進める環境づくりを推進します。

情報化に積極的に取り組み、地域社会のデジタル化を進めるとともに、町民サービスの充実と生活利便性の向上を図る自治体DXの推進を図ります。

男女平等参画社会を実現し、多様性を認め合いつつ町民と行政が課題を解決する、協働のまちづくりを推進するとともに、持続可能な行財政運営に向けたさらなる行財政改革を推進します。

[施策分野]

- (1) コミュニティ
- (2) 婚活
- (3) 移住・定住・関係人口
- (4) 土地利用
- (5) デジタル
- (6) 参画と協働
- (7) 行財政改革

地域
協働

(1) コミュニティ

【基本方針】

将来にわたって持続できる自主的かつ自立的な地域づくりや誰もが居場所と役割を持って地域に貢献するコミュニティづくりを推進します。

地区・学区においては、地域運営組織(※1)が中心となり、より多くの町民の地域づくりへの関心を高め、主体的な参画を得て、地域課題の解決と活性化を図ります。

自治会・町内会においては、それぞれの自治会独自の運営方法や考え方を尊重しながら、一人ひとりが参画しやすい環境を整え、住みやすい地域づくりを促進します。

大学や高校との連携を強化し、若者が主体的に地域活動に参加できる環境をつくり、持続可能な地域づくりを推進します。

取組の展開

施策1 地域運営組織を核とした地域づくり

- ①地域コミュニティ活動の中核を担う地域運営組織の考えを尊重し、参画と協働のまちづくりを推進します。学習機会を提供し、町民一人ひとりの声を地域づくりに反映することで、地域運営組織の活動に対する関心を高め、多くの町民が主体的に参画するコミュニティ活動を促進します。
- ②地区・学区内外において様々な分野で活躍する人材や団体など多様な担い手の参画や、地域運営組織がお互いに連携して活動の輪を広げる取組を促進しながら、地域行動計画に基づく地域課題解決に向けた取組を支援します。

施策2 自治会活動の活性化と町民主体の地域づくり

- ①町民一人ひとりの想いや考えを尊重し、協力と支え合いのもと自主的・主体的に取り組む自治会の活動を促進します。
- ②町民同士の日常的な関わりや絆を深める活動及び安全・安心な環境の整備など生活に密接した活動を支援します。

(※1)地域運営組織：地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織(総務省)

施策3 将来を見据えた持続可能なコミュニティ

- ①地域の特色を活かし、一体感が得られる活動や学びを通じて地域に対する誇りと愛着を養い、地域の担い手育成を促進します。
- ②学校再編に伴う環境の変化に対応しながら、地域運営組織と共に課題解決に取り組みます。

施策4 高校生と大学生が地域で活躍できる環境づくり

- ①地域の活性化と郷土への愛着を育むため、庄内総合高等学校が地域住民をはじめ地元企業や学校と連携する取組を支援します。
- ②東北公益文科大学との連携により、地域の課題解決への参画を促し、地域の活性化を図ります。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (令和12年度)	基 準 値 の 説 明
学習機会の提供回数・参加者数	回/人	2/91	4/200	令和6年度実績
住みやすい地域づくり活動交付金 交付団体	%	100	100	令和6年度実績

(2) 婚活

【基本方針】

結婚を望む町民の婚活をオール庄内町でサポートし、安心して家庭を築ける環境を整備します。

取組の展開

施策1 結婚しやすい社会環境の整備

- ① 企業や各種団体と連携し、若者同士の交流や出会いの場を創出するとともに、結婚支援員を配置してサポート体制を強化します。
- ② 結婚して町内に住む若者を経済的に支援します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
婚姻届出数	組	44	45	令和6年度実績

(3) 移住・定住・関係人口

【基本方針】

ニーズを把握しながら、移住・定住に関するサポート体制を充実させ、移住者の住みやすい生活環境を整備します。また、庄内町のファンとして継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大を推進します。

取組の展開

施策1 移住・定住に向けた取組の推進

- ① 移住者の増加を目指すため、企業や各種団体とのタイアップを強化し、首都圏等での移住イベントやインターネットを通じて本町の魅力を発信します。
- ② 移住体験住居を広く周知し、移住・定住につながる機会を創出します。
- ③ 地域の課題解決や魅力発信の充実のために、地域おこし協力隊など国の制度を有効活用し移住者の増加を推進します。

施策2 関係人口創出・拡大の推進

- ① 保育園留学など、首都圏等の子育て世代の方々が本町での多様な働き方や暮らしを体験し、魅力を体感することで、新たな関係人口の拡大を図ります。
- ② 遠方から仕事を持って本町に中長期間滞在できるようにワーキングプレイスの環境を整備するなど、安心して田舎暮らしができる環境を整えます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
移住相談数	件	132	150	令和6年度実績
保育園留学受入数	家族	19	40	令和6年度実績

(4) 土地利用

【基本方針】

限られた貴重な資源である土地を有効に利用し、町の一体的かつ持続的な発展を図るため、豊かな自然環境や農業環境の保全等に十分配慮しながら、適正な規制・誘導を行い、計画的な土地利用を促進します。

取組の展開

施策1 適正な土地利用への誘導

- ①土地利用関連法・関連計画等に基づく規制・誘導により、無秩序な市街化の防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を図ります。

(5) デジタル

【基本方針】

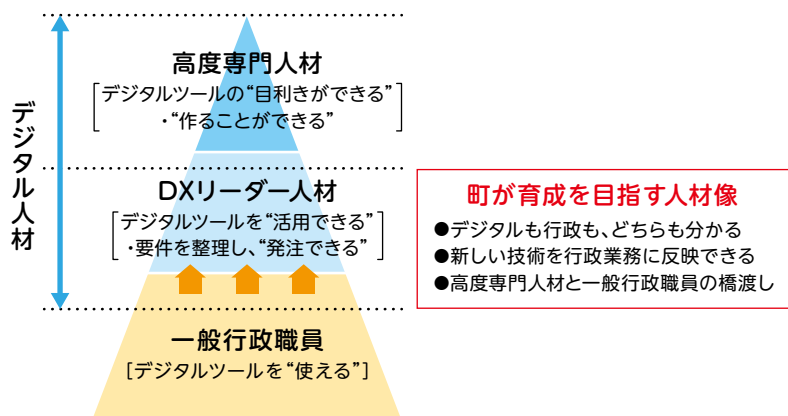
効果的なシステム活用とデジタル化の取組を推進し、町民の利便性向上と自治体業務の効率化を図ります。

また、日常的に誰もがデジタル化の恩恵を享受でき、誰一人取り残されないデジタル社会を確立します。デジタル化による地域の活性化と魅力向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

取組の展開

施策1 自治体DXの推進

- ① デジタル技術の活用により、利用者に寄り添った行政手続の導入や業務プロセスの最適化を進めます。
- ② 自治体内部事務の効率化を図るため、費用対効果を見極めながらデジタル化の再構築作業を進め、自治体業務システムの全体最適化を図ります。
- ③ 情報通信技術の発展や行政需要の変化に対応しながらDXをけん引するリーダー的人材を育成し、職員全体のデジタルスキルを向上させることで行政サービスの改善を図ります。



施策2 地域社会のデジタル化

- ① デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を推進して行政手続の簡素化を図るとともに、デジタル機器に不慣れな人の疑問や不安解消に向けて、身近に相談できる環境を創出します。
- ② 地域課題や困りごとに対する相談窓口とデジタル化へ向けチャレンジできる環境を創出します。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
オンライン化した手続数	件	146	600	令和6年度実績
ICT講習受講者数(延べ人数)	人	210	350	令和6年度実績
デジタル活用講習会等実施回数	回	21	30	令和6年度実績
マイナンバーカード保有率	%	81.9	87.0	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
庄内町DX推進計画	令和6年度～令和10年度

基本構想
基本計画
施策の柱①
施策の柱②
施策の柱③
施策の柱④
施策の柱⑤
(5) (4) デジタル 土地利用

(6) 参画と協働

【基本方針】

多様な参画の機会により、地域づくりを担う団体や人材の育成、活動のサポートなど「町民の参画と協働によるまちづくり」を進めます。

男女共同参画社会の実現を目指し、地域活動や政策決定への女性の参加を促し、性別に基づく固定観念を解消する啓発活動を推進します。誰もが働きやすい環境を整え、柔軟な働き方を支援することで、ワークライフバランスの向上を図り、一人ひとりが自分らしく活躍できる豊かな社会を目指します。

取組の展開

施策1 参画と協働による持続可能なまちづくり

- ①「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」や参画と協働のまちづくりに関する啓発活動を推進し、町民の意識向上と機運の醸成を図り、ともに考え、力を合わせながら課題解決を図ります。
- ②地域団体・NPO等の自主的な活動の支援のほか、行政と協働する枠組みや連携しやすい環境を整備し、新たな団体を育成します。

施策2 多様性を認め合う社会の実現

- ①一人ひとりの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、いきいきと暮らすことができる意識の醸成を図るとともに、性別、年齢、国籍など様々な違いがある町民が、個人として尊重され、自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、啓発活動を充実させるとともに住みやすい環境整備を進めます。
- ②性別等による無意識の思い込みをなくすため、広報紙やSNSを活用した情報発信や講座を開催し、人材の育成と町民意識の向上を図ります。
- ③各種委員会や地域活動において、男女が均等に意思決定に関わる機会を設け、多様な視点の意見を反映します。

施策3 広報・広聴活動の充実

- ①町の魅力や行政情報を広報紙、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して分かりやすく発信します。また、幅広い世代に情報が届くよう、デジタルとアナログを組み合わせた広報活動を展開し、町民の声を取り入れながら情報発信の質と量の充実を図ります。
- ②町民の声を町政に反映させるため、行政が地域へ出向く「くるま座トーク」や投書による「みんなの声」などの広聴活動を充実させ、町民の意見・提案の収集を行います。

【ベンチマーク】

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
各種審議会委員の公募委員数	人	13	20	令和6年度実績
町内NPO法人数	団体	5	8	令和6年度末時点
各種審議会委員への女性登用率	%	25.2	30.0	令和6年度実績
広報紙やSNS等による 男女共同参画に関する啓発回数	回	9	12	令和6年度実績
町公式ホームページアクセス件数	PV	1,066,809	1,200,000	令和6年度実績
町公式X、Instagramのフォロワー数	人	82,342	90,000	令和6年度実績
くるま座トーク開催回数	回	3	10	令和6年度実績

【関連する個別計画】

計 画 名	計画期間等
第4次庄内町男女共同参画社会計画	令和4年度～令和8年度

(7) 行財政運営

【基本方針】

持続可能な行財政運営に向けて、限られた資源の有効活用、直面する課題への対応とともに、町税をはじめ安定した財源の確保や財政運営の効率化を戦略的に進めます。新たな発想・視点によりデジタルを活用しながら、町民の利便性の向上と業務・組織体制の効率化など、さらなる行財政改革を進めていきます。

また、周辺自治体と情報や資源を共有して連携を強化し、地域住民の生活に必要な機能を確保するため、共同事業や役割分担を行いながら、庄内地域全体の発展を目指します。

取組の展開

施策1 持続可能な行財政改革の推進

- ①重要な財源である町税の収入を確保するため、口座振替やコンビニ納付、二次元コードを利用したキャッシュレス納付の推進など、納税環境の整備に努めます。また、税負担の公平性を確保するため、滞納者に対しては『町税等滞納削減アクションプラン』に基づき、催告による自主納付の促進や適切な滞納整理を実施し、収納率の向上を図ります。
- ②ふるさと納税の活用により自主財源を確保・増加させるとともに、地場産業を育成し、地域活性化を推進します。

施策2 公共施設等の総合的な管理の推進

- ①予測される財政負担を明らかにし、今後の公共施設の在り方を公共施設等総合管理計画に沿って実施します。
- ②未利用町有地及び施設の活用や町有財産の適切な管理を通じて、新たな収入源を創出します。
- ③小中学校の統合により廃校となる施設について、今後の利活用や在り方を検討します。

施策3 業務の見える化と効率化

- ①業務内容やフローの見直しにより、一連のプロセスの簡素化、最適化を行い、手続きや行政サービス提供の効率化を図ります。
- ②業務効率化や改善の成功事例を全体で共有し、改善の意識と波及効果を高めます。

施策4 周辺自治体との連携強化

- ①医療・福祉サービスや防災対策、公共交通の整備など、生活基盤に欠かせない分野において、近隣自治体との連携を一層強化し、広域的なサービスの提供や共同事業に取り組みます。

【ベンチマーク】

指標名	単位	基準値	目標値 (令和12年度)	基準値の説明
町税現年度収納率	%	99.44	99.50	令和5年度決算値
町税滞納繰越収納率	%	24.45	25.00	令和5年度決算値
庄内北部・南部定住自立圏での 連携事業数	事業	53	60	令和7年度事業数

【関連する個別計画】

計画名	計画期間等
町税等滞納削減!! 第5次アクションプラン	令和8年度～令和12年度
庄内町過疎地域持続的発展計画	令和8年度～令和12年度
第4次庄内町行財政改革推進計画	令和8年度～令和12年度
第3期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和8年度～令和12年度

資 料 編



1 庄内町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、山形県の北西部にあり、米どころ庄内平野の南東部から中央にかけて位置しています。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流の一つ最上川に沿って位置しています。そのひろがり東西22.2km、南北38.9kmの南北に長い地形であり、その総面積は249.17km²となっています。

最上川をはさんで、北・北西に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に鶴岡市、三川町とそれぞれに接し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっています。



(2) 気候

気候は、一般に海洋性気候を示しており、比較的温暖ですが、冬期間は南部(月山側)に近づくほど積雪量も多くなり、北西部(日本海側)よりの季節風が激しく、また、春から秋にかけては、最上川の渓谷からの東南東の強風は「清川東風(きよかわだし)」として有名です。

(3) 町の歩み

明治22年の町村制施行により、余目村、五七里村、大和村、十六合村、栄村、狩川村および立谷沢村になりました。更に明治23年には五七里村から八栄里村が分村、明治24年には五七里村を常万村に改称し、狩川村から清川村が分村しました。

大正7年に余目村が町制を施行し、昭和12年に狩川村が町制を施行し、昭和29年10月1日に、立谷沢村、清川村および狩川町の1町2村が合併し、立川町となりました。昭和29年12月1日に、余目町、大和村、十六合村、栄村、常万村、八栄里村の1町5ヵ村が合併し、余目町となり、昭和31年1月1日に、余目町から千本杉および桑田の2集落が分離し、立川町に編入されました。

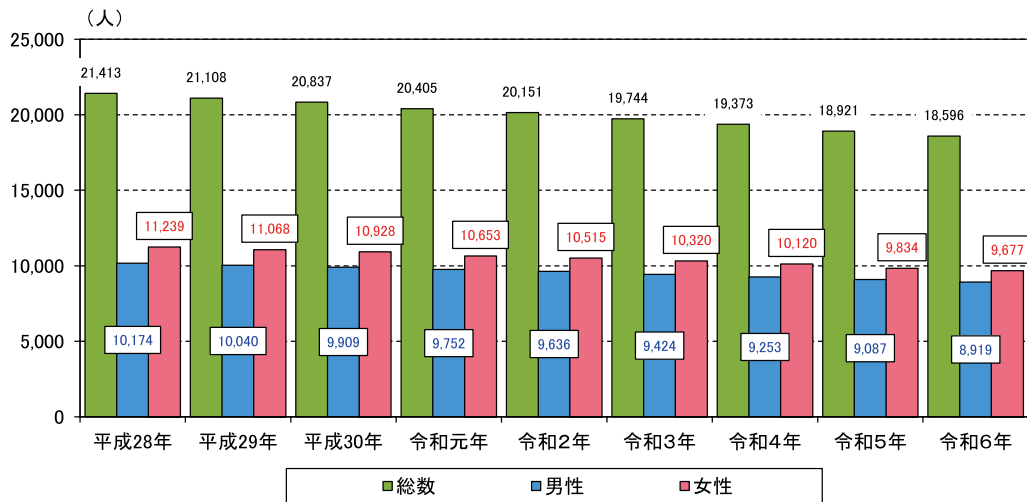
そして、平成17年7月1日に、余目町と立川町が合併し、庄内町が誕生し、現在に至っています。

2 人口の状況等

(1)人口と世帯

①総人口

本町の総人口は、「第2次庄内町総合計画」が始まった平成28年には21,413人でしたが、その後減少が続き、令和6年には18,596人と13.2%の減少となっています。



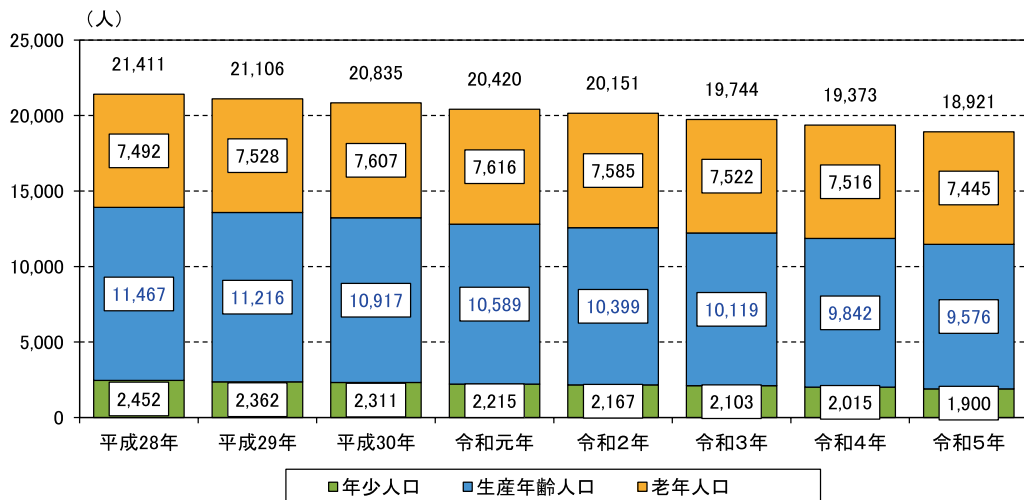
出典：山形県「統計情報データベース」市町村別人口と世帯数

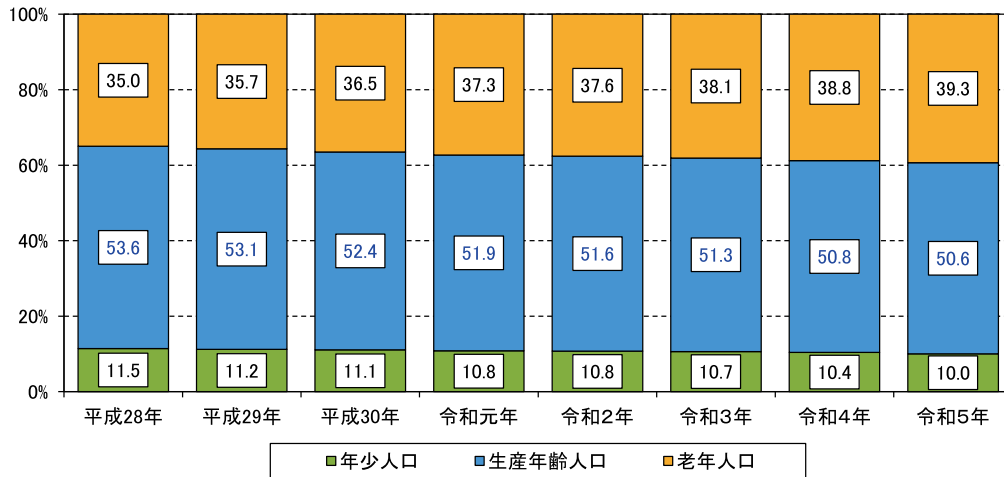
②年齢三区分別人口

本町の年齢三区分別人口は、「第2次庄内町総合計画」が始まった平成28年には、年少人口(0～14歳)が2,452人から令和5年には1,900人と552人の減少、生産年齢人口(15～64歳)が11,467人から9,576人と1,891人の減少となっています。

一方、老年人口(65歳以上)は7,492人から7,445人と47人の減少となっています。

その結果、年齢三区分別人口の割合は、年少人口が11.5%から10.0%、生産年齢人口が53.6%から50.6%に減少しています。また、年少人口及び生産年齢人口の減少により老年人口の割合は増加し、35.0%から39.3%となっています。



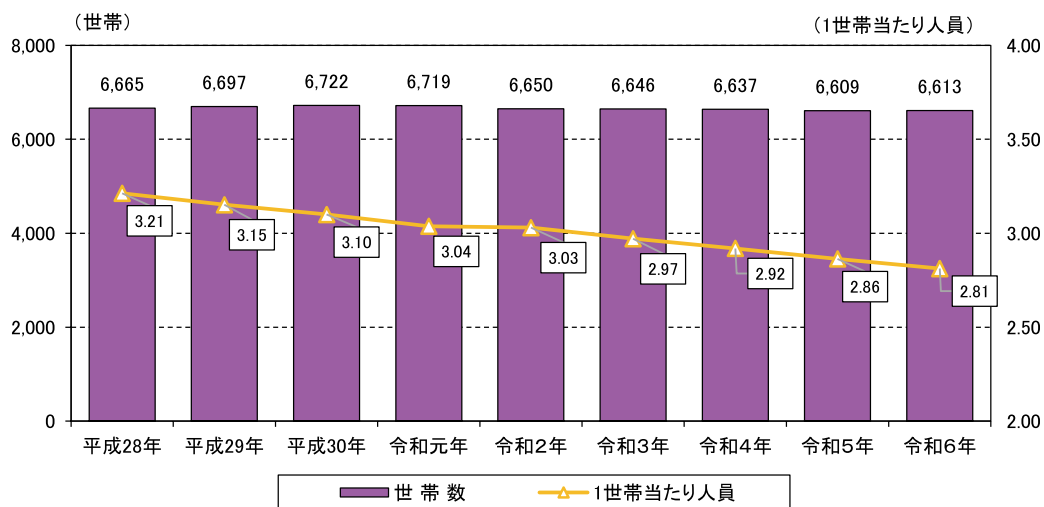


出典：山形県「統計年鑑」

③世帯数・1世帯当たり人員

本町の世帯数は平成28年には6,665世帯でしたが、令和6年には6,613世帯と52世帯の減少となっています。

また、1世帯当たりの人員は3.21人から2.81人と減少しています。

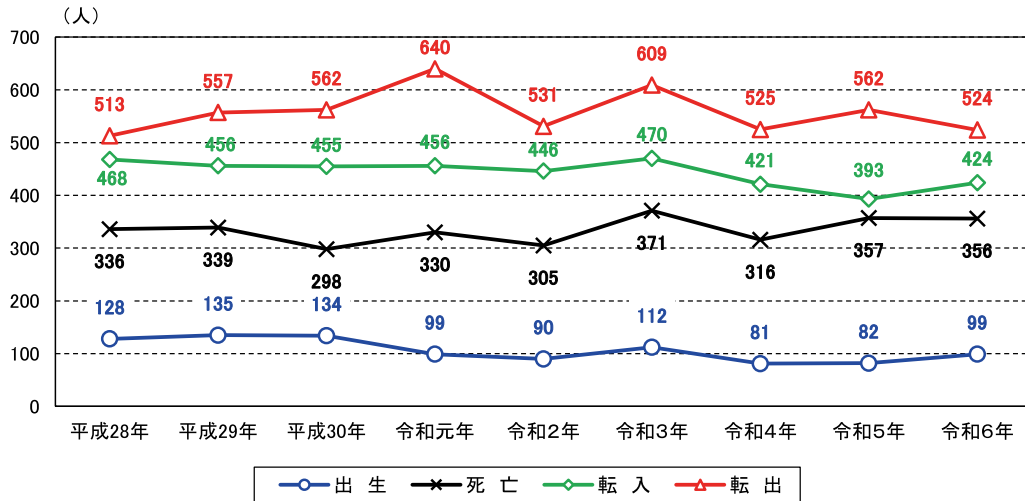


出典：山形県「統計情報データベース」市町村別人口と世帯数

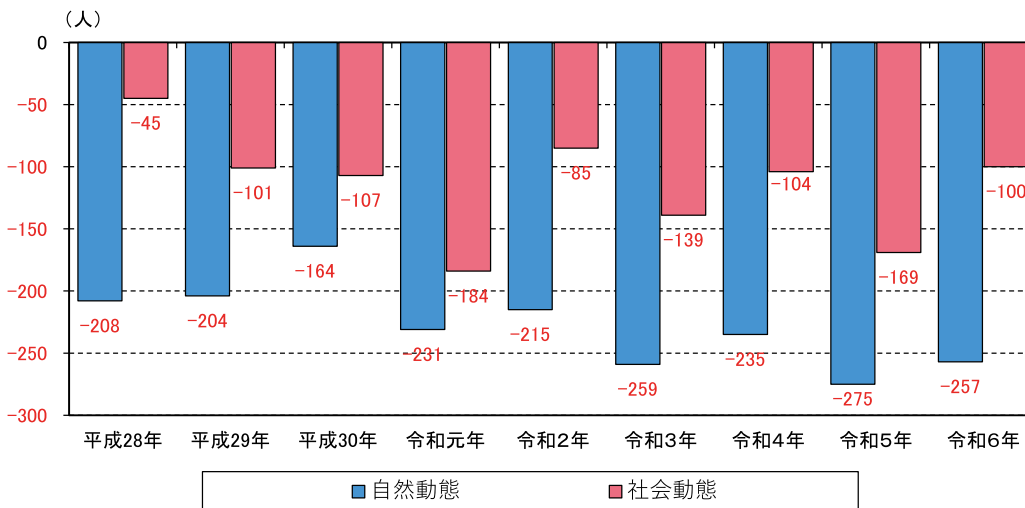
④人口の動態(自然動態・社会動態)

本町の近年の人口動態をみると、出生と死亡の自然動態では、出生が約80~100人前後で推移していますが、死亡は300人を超えながら推移しています。

転入と転出の社会動態では、転入が400人前後、転出が500人を超えながら推移しています。



自然動態と社会動態を合わせた社会増減をみると、自然動態の減少を社会動態が補えていない状況となっています。



出典：山形県「統計情報データベース」市町村別人口と世帯数

※人口、世帯数：各年10月1日

自然動態、社会動態：各年は前年10月1日～当年9月30日まで

(2) 就業及び産業構造

① 産業大分類別就業者数(15歳以上)

本町の産業別就業者数を国勢調査結果で見ると、第1次産業では平成27年の1,434人から令和2年の1,303人と131人の減少、同様に第2次産業では3,300人から3,125人と175人の減少、第3次産業では6,306人から6,158人と148人の減少となっています。

単位：人

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成27年(2015年)	1,434	3,300	6,306
令和2年(2020年)	1,303	3,125	6,158

[産業大分類別]

産業大分類別にみると、農業及び林業が128人、建設業が67人、製造業が106人、卸売業及び小売業が138人と減少している一方、医療及び福祉は105人、サービス業は45人の増加となっています。

単位：人

	農業、 林業	漁業	鉱業、 採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業、 小売業	金融 業、 保険業
平成27年(2015年)	1,429	5	16	1,065	2,219	40	43	504	1,614	153
令和2年(2020年)	1,301	2	14	998	2,113	37	41	473	1,476	137

	不動産 業、物 品質貸 業	学術研 究、専 門・技 術サー ビス業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	生活関 連サー ビス 業、娯 楽業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合サ ービス 事業	サービ ス業 (他に分 類され ないもの)	公務	分類不 能
平成27年(2015年)	64	154	390	379	391	1,388	263	545	378	112
令和2年(2020年)	62	170	338	338	372	1,493	244	590	387	164

出典：総務省「国勢調査」

② 産業大分類別民営事業所数及び従業者数

本町の民営事業所数及び従業者数を経済センサスで見ると、平成26年の基礎調査では938事業所、6,274人でしたが、令和3年の活動調査では815事業所、6,355人となっており、事業所数は減少していますが従業者数は増加する結果となっています。

単位：事業所、人

	民営事業所数	民営事業所 従業者数
平成26年(2014年)	938	6,274
平成28年(2016年)	896	6,243
令和3年(2021年)	815	6,355

〔参考：産業大分類別(民営事業所数)〕

単位：事業所

	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業
平成 26 年 (2014 年)	16	3	144	123	1	1	14	219	10	14
平成 28 年 (2016 年)	15	2	136	112	1	1	15	208	9	13
令和 3 年 (2021 年)	24	3	120	100	1	1	12	183	8	12

	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
平成 26 年 (2014 年)	20	86	123	14	63	17	70
平成 28 年 (2016 年)	19	85	121	13	60	17	69
令和 3 年 (2021 年)	21	73	109	9	63	16	60

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」(平成 26 年)
 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成 28 年、令和 3 年)

〔参考：産業大分類別(民営事業所従業者数)〕

単位：人

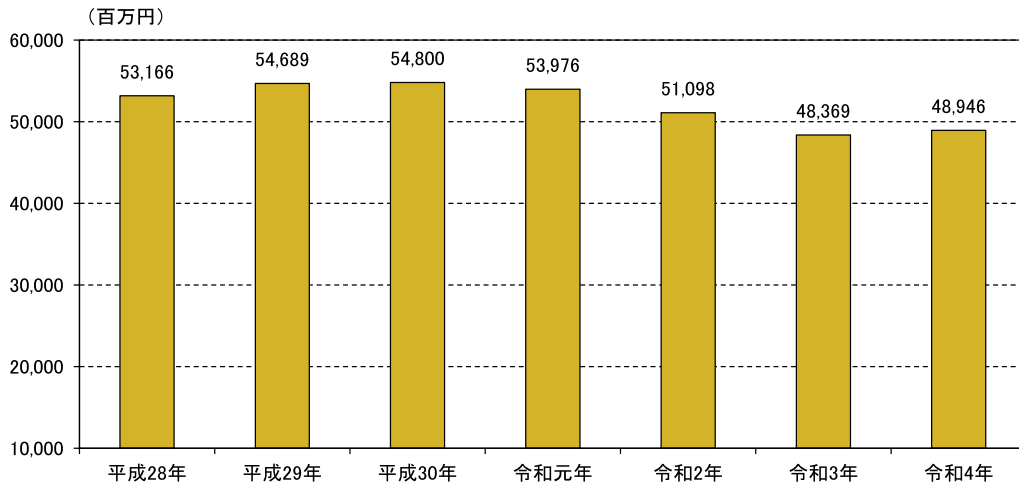
	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業
平成 26 年 (2014 年)	129	79	845	1,412	12	22	220	1,076	96	26
平成 28 年 (2016 年)	197	17	750	1,526	13	18	268	1,004	108	23
令和 3 年 (2021 年)	220	17	620	1,467	12	12	289	955	125	35

	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
平成 26 年 (2014 年)	86	320	278	48	1,059	168	398
平成 28 年 (2016 年)	106	295	276	47	1,028	161	406
令和 3 年 (2021 年)	90	229	261	26	1,538	105	354

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」(平成 26 年)
 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成 28 年、令和 3 年)

③町内総生産

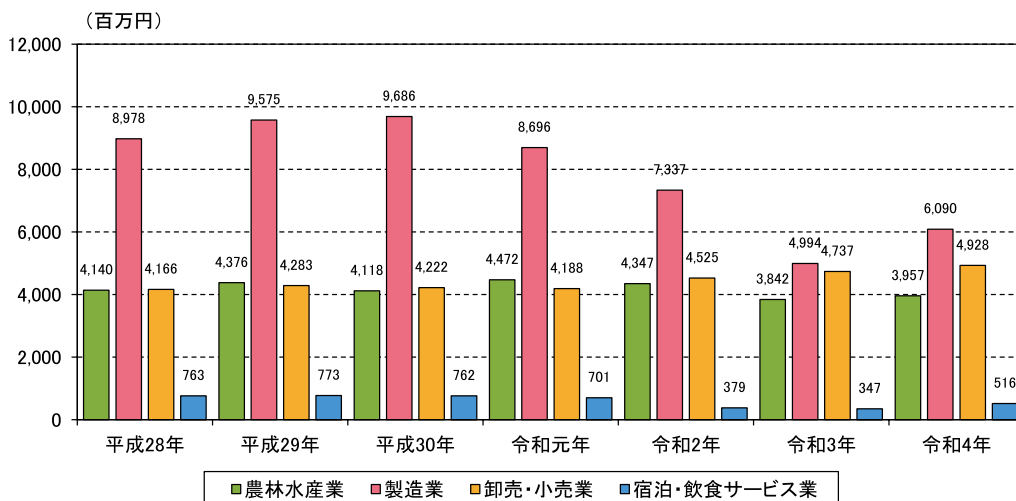
本町の総生産額は、平成28年以降の推移をみると平成30年に548億円でしたが、それ以降減少傾向が続いており、令和3年には483億69百万円、令和4年には489億46百万円となっています。



本町の基幹産業である農林水産業の生産額は、平成28年の41億40百万円から、令和4年には39億57百万円に減少しています。

製造業は平成28年の89億78百万円から令和4年には60億90百万円に減少していますが、卸売業・小売業は平成28年の41億66百万円から令和4年には49億28百万円の増加となっています。

なお、本町の宿泊・サービス業は平成28年の7億63百万円から令和4年には5億16百万円に減少しています。



出典：山形県「市町村民経済計算」

3 アンケート調査にみる住民等の意識

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本調査は、住みよい、誇れるまちづくりに向け、新しいまちづくりを進めるための指針となる本計画(第3次庄内町総合計画:令和8年度~令和17年度)の策定にあたっての基礎資料として活用することを目的として実施しました。

② 調査対象及び調査方法

町民アンケート及び中学生アンケートの対象や調査方法は以下のとおりです。

	町民アンケート	中学生アンケート
調査地域	庄内町全域	庄内町
調査対象	20歳以上の町内在住者	余目中学校・立川中学校(庄内町)及び致道館中学校(鶴岡市) ※致道館中学校は本町在住者のみ
標本数	2,000人	460人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	中学1年生~3年生への全員調査
調査期間	令和6年8月19日(月)~9月20日(金)	令和6年8月26日(月)~9月13日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収、及びWEBによる回答	WEBによる配布・回収

③ 調査票の回収結果

町民アンケート及び中学生アンケートの配布数、回収率は以下のとおりです。

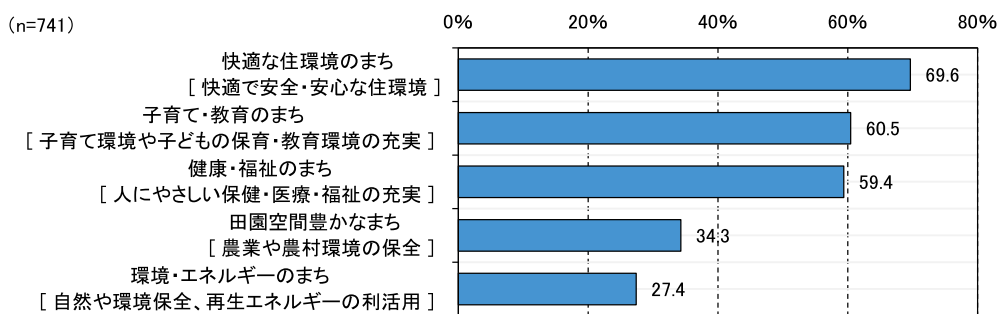
	町民アンケート	中学生アンケート
配布数	2,000件	460件
有効回収数	741件 ※うち、オンライン回答250件、33.7%	381件
回収率	37.1%	82.8%

(2) 町民アンケート調査からみるまちづくりへの期待

① 特色のあるまちづくりへの期待

期待する特色のあるまちとして、

- 「快適な住環境のまち [快適で安全・安心な住環境]」
 - 「子育て・教育のまち [子育て環境や子どもの保育・教育環境の充実]」
 - 「健康・福祉のまち [人にやさしい保健・医療・福祉の充実]」
 - 「田園空間豊かなまち [農業や農村環境の保全]」
 - 「環境・エネルギーのまち [自然や環境保全、再生エネルギーの利活用]」
- が多く挙げられています。

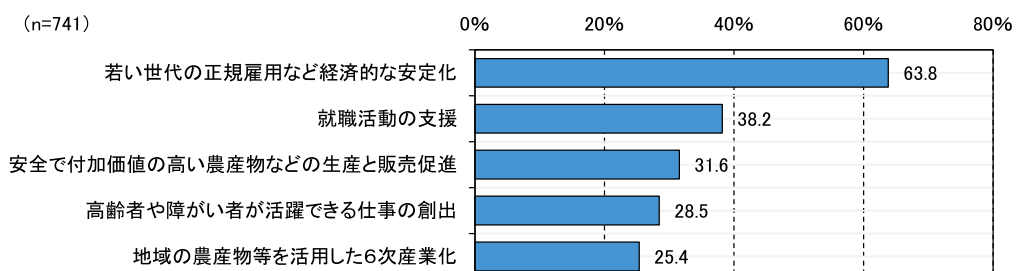


※上位5項目。

② 地域経済活性化への取り組みへの期待

力を入れるべき地域経済の活性化への取り組みとして、

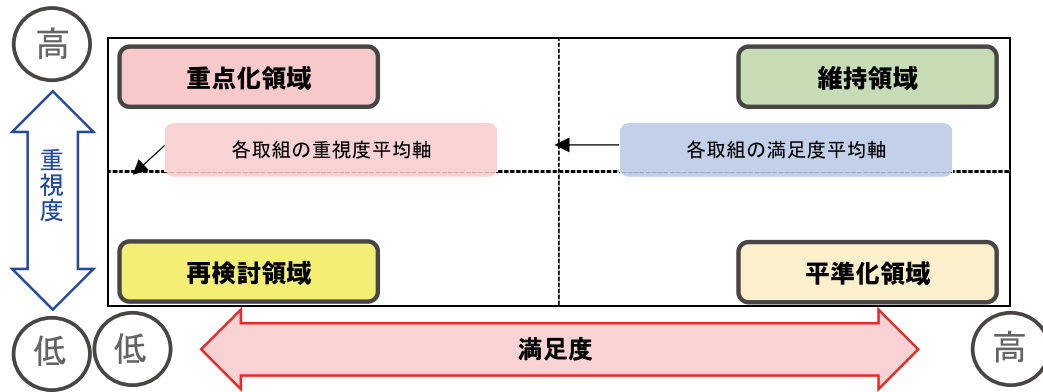
- 若い世代の正規雇用など経済的な安定化
 - 就職活動の支援
 - 安全で付加価値の高い農産物などの生産と販売促進
 - 高齢者や障がい者が活躍できる仕事の創出
 - 地域の農産物等を活用した6次産業化
- が多く挙げられています。



※上位5項目。

③まちづくりの現在の満足度と今後の重視度

まちづくりの各項目における「満足度」及び「重視度」について、それぞれの回答選択肢の加重平均値を算出し、満足度・重視度スコアのマトリックスグラフに示すと以下の4つの領域に位置づけられます。



上記4つの領域ごとに施策の今後の取組は異なり、領域ごとに必要と考えられる対応は、以下のとおりです。

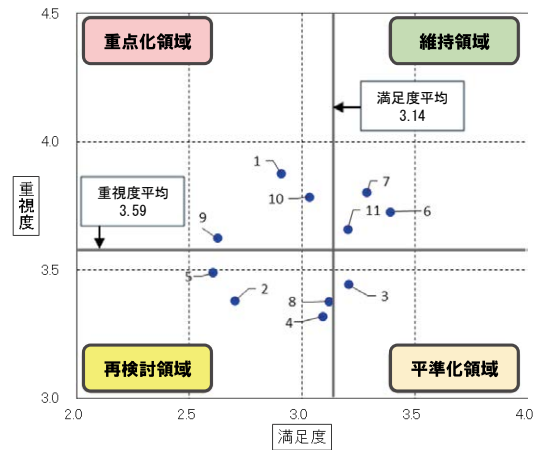
維持領域	重視度も満足度も相対的に高い領域であり、ここに含まれる施策は、現在の水準を維持すればよい項目と考えることができます。
平準化領域	満足度は高いが重視度は低い領域であり、その施策や事業の水準について改めて検討を行う必要がある項目であると考えられます。
重点化領域	満足度が低く、重視度が高い領域であり、ここに含まれる施策は、住民は重要だと思っているが、満足していない傾向にあり、今度積極的に対応すべき項目であると考えられます。
再検討領域	重視度も満足度も相対的に低い領域であり、その施策や事業のあり方を含めて、改めて検討することが必要であると考えられる項目です。

各項目の「満足度」と「重視度」の平均点をクロスした結果をマトリックス図で示すと、以下のとおりとなります。(※図中の平均点ラインは、庄内町の取組として設定した全46項目の平均点(「満足度」3.14点、「重視度」3.59点)です。)

■都市基盤・安全安心分野

単位：点

項目	満足度 平均点	重視度 平均点
①高速交通網、道路の整備	2.91	3.88
②町営バス、路線バス等	2.70	3.38
③情報通信環境	3.21	3.44
④住宅整備	3.09	3.32
⑤中心市街地	2.61	3.49
⑥消防・救急体制	3.39	3.73
⑦防災・防犯体制	3.29	3.80
⑧消費者対策	3.12	3.38
⑨空き家対策	2.63	3.62
⑩治山・治水対策	3.03	3.78
⑪交通安全対策	3.20	3.66
平均点	3.02	3.59

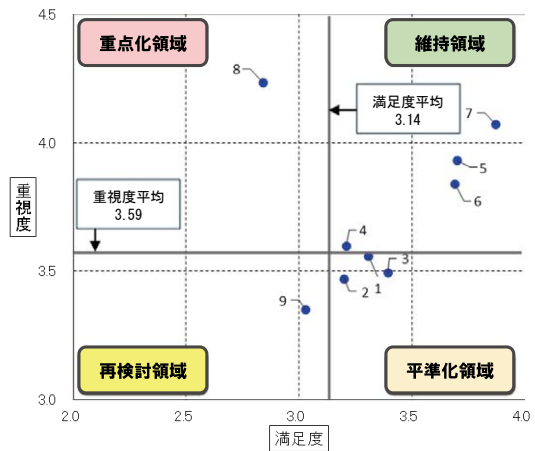


○「重点化領域」に位置する項目は、①高速交通網、道路の整備、⑨空き家対策、⑩治山・治水対策となっています。

■生活環境分野

単位：点

項目	満足度 平均点	重視度 平均点
①環境保全	3.31	3.56
②再生可能エネルギー	3.20	3.47
③まちの景観	3.39	3.49
④公園・緑地の整備	3.21	3.60
⑤上水道・下水道の整備	3.70	3.93
⑥町営ガス事業	3.69	3.84
⑦ごみ処理	3.87	4.07
⑧雪への対策	2.84	4.23
⑨定住促進対策の状況	3.03	3.35
平均点	3.36	3.73

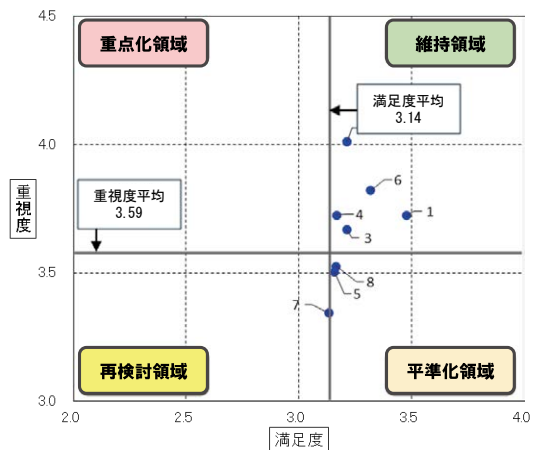


○「重点化領域」に位置する項目は、⑧雪への対策となっています。

■保健・医療・福祉分野

単位：点

項目	満足度 平均点	重視度 平均点
①保健サービス	3.48	3.72
②医療	3.21	4.01
③高齢者支援	3.21	3.67
④介護保険サービス	3.17	3.73
⑤障がい者支援	3.16	3.50
⑥子育て支援	3.32	3.82
⑦ともに支え合う地域育成	3.13	3.34
⑧バリアフリー化・合理的配慮	3.17	3.53
平均点	3.23	3.67

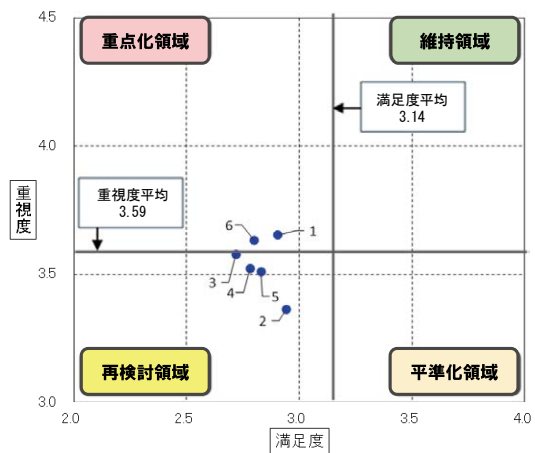


○「再検討領域」に位置する項目は、⑦ともに支え合う地域育成となっています。

■産業分野

単位：点

項目	満足度 平均点	重視度 平均点
①農業の振興	2.90	3.65
②林業の振興	2.94	3.36
③商業の振興	2.72	3.58
④工業の振興・企業誘致	2.78	3.52
⑤観光の振興	2.83	3.51
⑥雇用対策	2.80	3.63
平均点	2.83	3.54

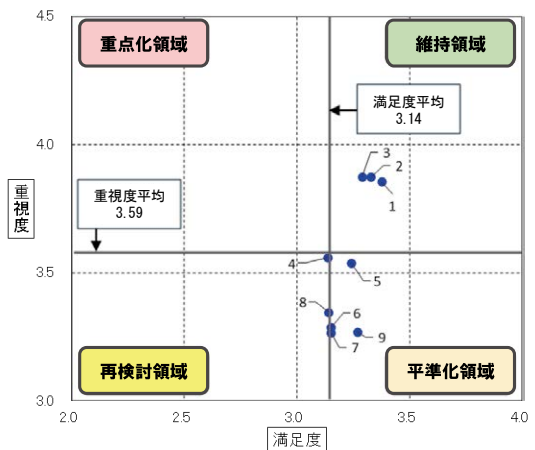


○「重点化領域」に位置する項目は、①農業の振興、⑥雇用対策となっています。

■教育・文化分野

単位：点

項目	満足度 平均点	重視度 平均点
①保育園・幼稚園環境	3.38	3.85
②小・中学校環境	3.33	3.87
③学校教育施設	3.29	3.87
④生涯学習環境	3.14	3.56
⑤スポーツ環境	3.24	3.54
⑥文化芸術環境	3.15	3.29
⑦文化遺産の保存・活用	3.15	3.26
⑧青少年健全育成	3.14	3.35
⑨国内外交流活動	3.27	3.27
「教育・文化分野」平均点	3.23	3.54

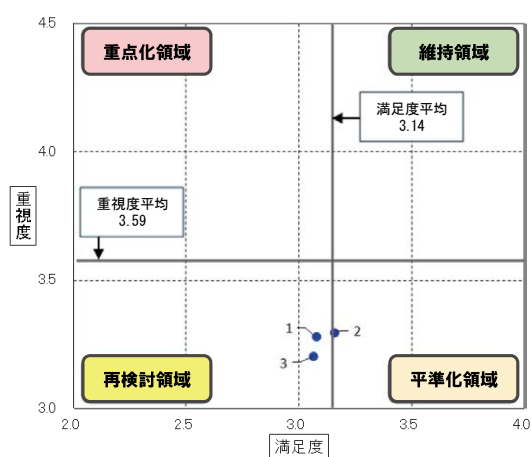


○「再検討領域」に位置する項目は、④生涯学習環境、⑧青少年健全育成となっています。

■協働・行財政分野

単位：点

項目	満足度 平均点	重視度 平均点
①男女共同参画	3.08	3.28
②コミュニティ活動	3.16	3.30
③町民参画・協働	3.06	3.21
平均点	3.10	3.26



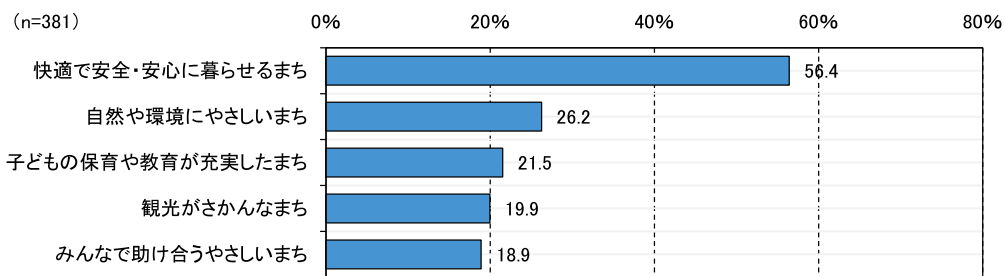
○「再検討領域」に位置する項目は、①男女共同参画、③町民参画・協働となっています。

(3) 中学生アンケート調査からみるまちづくりへの期待

① 今後の庄内町への期待

今後、期待する町の姿として、

- 快適で安全・安心に暮らせるまち
 - 自然や環境にやさしいまち
 - 子どもの保育や教育が充実したまち
 - 観光がさかんなまち
 - みんなで助け合うやさしいまち
- が多く挙げられています。

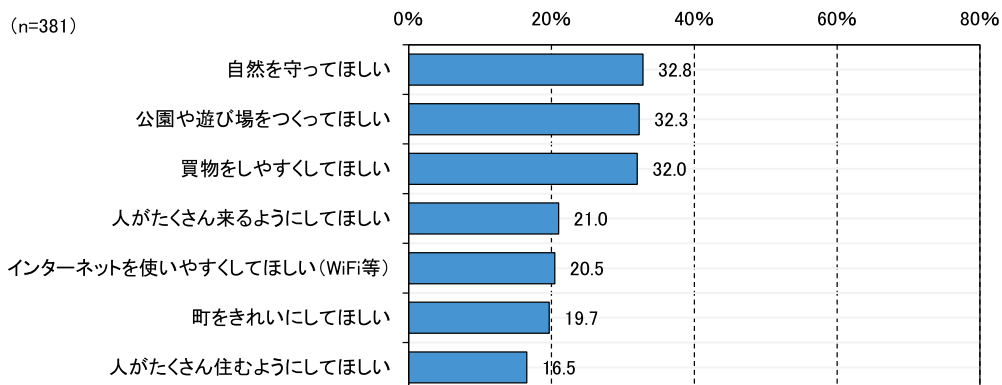


※上位5項目。

② 今後、力を入れてもらいたいこと

力を入れてほしい今後のまちづくりとして

- 自然を守ってほしい
 - 公園や遊び場をつくってほしい
 - 買物をしやすくしてほしい
 - 人がたくさん来るようにしてほしい
 - インターネットを使いやすくしてほしい(WiFi等)
 - 町をきれいにしてほしい
 - 人がたくさん住むようにしてほしい
- が多く挙げられています。



※上位7項目。

4 しょうない希望ミーティングの提言

(1) しょうない希望ミーティングの概要

①開催の目的と根拠

しょうない希望ミーティングは、団体推薦、公募、職員の計25人で構成され、本計画に住民からの提案を反映することを目的に令和6年7月24日から計7回にわたり協議が進められました。

その協議に基づき「基本理念への提案」や各分野における「庄内町の魅力と課題」、及び各分野における「テーマとその取組」について、意見書としてまとめられました。

※しょうない希望ミーティングの設置根拠は、令和6年度庄内町総合計画町民提案会議設置要綱に基づくものです。

〔庄内町総合計画町民提案会議設置要綱(抜粋)〕

(設置)

第1条 庄内町協議会等の設置等に関する要綱(平成18年庄内町訓令第5号)に基づき、第3次庄内町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、町民の意見を募り総合計画に反映させるため、庄内町総合計画町民提案会議(以下「町民提案会議」という。)を設置する。

(役割)

第3条 町民提案会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定にあたって、目指すまちの姿やその実現のための方策等についての意見を聴取する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

また、庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例において、町民の計画づくりへの参画をうたっています。

〔庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例(抜粋)〕

第2節 参画と協働

(参画と協働の基本)

第16条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。

2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。

(情報共有の推進)

第17条 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。

2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価及び改善に至るそれぞれの段階において、経過、内容等を明確に説明しなければなりません。

②意見書の提示

第3次庄内町総合計画の策定に係る「しょうない希望ミーティングの意見書」として、令和7年1月に、町長へ提出されました。

なお、「しょうない希望ミーティングの意見書」は、右の二次元コードまたは以下のURLより見ることが可能です。

<https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/shingikai/shingikai/kikaku0220240805111825548.files/shonai kibometingikensho.pdf>



(2) 意見書

しょうない希望ミーティングでは、いつまでも住み続けたい魅力あふれるすてきな庄内町を未来に引き継ぐために各分野で協議していく中で、まちづくりの基本理念のキーワードとして以下のように集約されました。

この提案も踏まえ、本計画における「将来像」や「基本理念」がまとめられています。

◆基本理念におけるキーワード

『安全安心な過ごしやすい町』	安全で安心できる環境づくりを重視し、誰もが快適に暮らせる町を目指し、地域の連携を深め、自然災害や日常生活での安全を確保します。
『安全安心』	災害対策や防犯体制を強化し、全ての世代が安心して暮らせる町を目指します。
『PR・情報発信』	地域の魅力を発信し、庄内町の価値を高める情報発信戦略を積極的に推進します。
『つながり』	地域コミュニティの絆を深め、多様な人とのつながりを活かして、豊かな町づくりを進めます。
『人づくり』	人材を育成し、一人ひとりが輝ける町を形成します。
『育てやすく、育ちやすい町』	子育て支援と教育環境を充実させ、安心して子どもを育てる環境を整備し、町全体が子どもの成長を見守り、支援する社会をつくり、未来に希望を繋げます。
『サステイナブルな地域資源の創成』	地域資源を活かし、持続可能な発展を目指すとともに、自然環境と共存しながら、経済活動や文化を活性化させ、次世代に誇れる町を創出します。
『若者ファースト』	若者が活躍できる環境を整備し、教育や就業機会の充実を図り、未来を担う世代が積極的に地域社会に貢献できるようサポートします。
『稼ぐ町』	地元産業の活性化や雇用拡大を図り、自立した経済基盤を持つ稼げる町を構築します。
『Win-Win』	移住者を含めた町内外の関係者が互いに利益を享受できる、共に成長する環境整備を目指します。
『SNS』	SNS を活用してリアルタイムな情報発信を行い、町内外との双方向の交流を深めていきます。

5 本町の主要課題

(1) 本町の魅力と課題

令和6年7月24日から計7回にわたり協議が進められました「しょうない希望ミーティング」では、各分野における「庄内町の魅力と課題」について協議されましたが、その内容も踏まえ、本計画の検討にあたり本町の魅力と課題は次のとおりまとめられます。

① コミュニティや地域の活性化

本町は、街並みが美しく、住民が互いにあいさつを交わす明るさを持ち、祭りなどの伝統が守られ、イベントも盛んな活力あるまちとしての魅力を多く有していますが、近隣とのつながりが薄れつつあり、一人ひとりが活躍できる機会と環境が少なくなりつつあり、地域がつながる活力を高める必要があります。

② 地域防災力の向上

本町では、各地区・地域での災害時における協力体制がしっかりとしている一方、比較的災害が少ないことから、日常の防災に対する意識が薄れがちとなっています。また、非常時に必要な避難所の老朽化やネットワークが弱くなっており、地域の最大の防災力となる地域のつながる力を高める必要があります。

③ 暮らしや生活環境の充実

本町は、美しい自然や風景・景観に溢れ、美味しい食や楽しい体験を多くできる町ですが、人口が減少する中で、これらを伝える人が少なくなっており、町のにぎわいづくりや住民一人ひとりの健康づくり、またそのための情報発信力を強化する必要があります。

④ 移動しやすい交通環境の確保

酒田市や鶴岡市との交流がしやすい立地環境にある本町は、買い物、通院、送迎などの生活を支援するサービスの提供も多くあります。しかし、人口減少やそれに伴う人手不足が進む中、これからの安全安心な移動が可能となる交通環境を確保する必要があります。

⑤ 子育て支援体制の充実

本町には小児科があり、子育て支援住宅があり、利用しやすい子育て支援センターがあり、待機児童がないという、子育て環境があります。しかし、地域によっては子育て環境に格差もあることからその解消が必要であり、また保育環境の維持のための人材を確保する必要があります。

⑥ 教育・学習環境の充実

本町は、児童・生徒が学ぶ学校教育環境が充実し、文化活動が活発でスポーツ施設等も充実していますが、子育ての経済的支援や多様な学びの環境、教育施設の更なる充実、地域コミュニティと連携した学習の充実などを進める必要があります。

⑦持続可能な農業への取組強化

イネ品種「亀ノ尾」の発祥地として知られる本町の農業は、町の基幹産業であるとともに、農業の可能性を広げる様々な取組や亀の尾テロワール（※農産物や食品の品質や特徴を決定する環境）による関連商品の生産額の拡大に取り組んでいますが、農業自体の後継者不足や高齢化、圃場の荒廃や鳥獣被害も多くなっており、持続可能な取組が喫緊の課題となっています。

⑧魅力ある観光地づくりの強化

豊かで美しい自然、温かい人、月山、各種イベントの開催など、本町独自の魅力を観光力の強化につながる取組を進めていますが、体験型観光の態勢充実や観光の目玉づくりなど、さらに魅力ある観光地づくりを進め、交流人口や関係人口の拡大を図る必要があります。

⑨自然とエネルギーの調和

自然が豊かで、地熱・水力・風力・太陽光発電等が利用できる本町では、自然とエネルギーが調和した町としての発展可能性があります。また、雪の活用も必要であり、自然エネルギーと経済を結びつける取組の強化も必要となっています。

⑩庄内町ブランドの創出と企業誘致の推進

土地が潤沢にあり、水が多く、災害が少ない本町は、周辺都市とのアクセスも良く企業立地にも優位な環境にあり、この町に住みたい住みたい人を多く受け入れるためにも、企業誘致を強化することが必要です。

また、「秘境」ともいえる自然環境を生かした「立谷沢」ブランドを創出することにより、広く本町の情報を発信する必要があります。

⑪若者・青少年の活躍機会づくり

本町の若者や青少年のエネルギーをまちづくりに反映する機会や場づくりを推進し、本町への移住や定住を希望する多くの人にアピールする環境づくりが必要となっています。

(2) 本町の取組課題

本町のまちづくりや行政運営の各分野においては、本町を取り巻く環境や、前項の住民意見、ニーズ等を踏まえ新たなまちづくりを進める必要があります。

そのための主要課題をまとめると、次のとおりとなります。

※なお、主要課題は行政運営の各分野にかかわるものと位置付けています。

取組課題1 快適で安全・安心な生活環境づくりの強化

気候変動による自然災害や大規模災害の懸念が高まる中、強靱で安定したまちづくりを進める必要があるとともに、身近な生活環境の向上や防災・防犯に強いまちづくりを進める必要があります。

また、本町の魅力の核となる自然や環境の保全にこれまで以上に取り組み、すべての住民の憩いの場、さらには誇りを培うまちづくりを進める必要があります。

取組課題2 子育て環境や教育環境づくりの強化

少子化が進む中で、安心して子ども産み育てることができるまちづくりを進めるとともに、教育の情報化にも十分対応しつつ、子どもの生きる力を育む優れた教育環境のあるまちづくりを進める必要があります。

取組課題3 人にやさしい保健・医療・福祉の強化

高齢化が進む中で、より長く人生を生きるために健康寿命の延伸を支援するまちづくりを推進するとともに、子どもが健やかに成長し、働く世代の健康づくりを支援するまちづくりを推進します。

取組課題4 豊かな田園空間の確保と農業を基幹とする産業の強化

産業活動と自然環境の調和を図りながら、本町の土地を有効活用するとともに、農業をはじめとする産業の活性化と、そこに働く人の生活の安定化及び働く人の増加を図るまちづくりを推進します。

取組課題5 地域経済の強化

若い世代の雇用の確保と、高齢者や障がい者が活躍できる仕事の創出、安全で付加価値の高い農産物などの生産とそれを活用した新たな経済活動を喚起させ、地域経済が活性化するまちづくりを推進します。

6 委員会審査報告書

令和7年11月18日

庄内町議会

議長 石川 保 殿

庄内町総合計画基本構想・基本計画審査特別委員会

委員長 吉 宮 茂

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、庄内町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第71号	第3次庄内町総合計画基本構想について	原案可決
議案第72号	第3次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について	原案可決

(別紙)

庄内町総合計画基本構想・基本計画審査特別委員会
委員長 吉 宮 茂

1 件 名

議案第 7 1 号 第 3 次庄内町総合計画基本構想について

議案第 7 2 号 第 3 次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

2 審査の経過

(1) 付託年月日 令和 7 年 9 月 2 日

(2) 審査の状況

ア 委員会の開催状況

令和 7 年 9 月 2 日 委員会の構成は議長を除く 12 人とし、次の定例会までの継続審査とした。副委員長に伊藤和美委員を選出した。
庄内町議会会議規則第 70 条の規定により分科会を設置し審査することに決定した。分科会の数、委員の定数及び委員の選任、各分科会の審査事項について決定した。

令和 7 年 9 月 11 日 企画情報課からの聞き取り

令和 7 年 11 月 18 日 各分科会の審査報告と質疑を行い、全体の審議を行った。

イ 正副委員長及び正副分科会委員長会議の開催状況

令和 7 年 9 月 3 日 分科会の進め方と審査日程について調整

令和 7 年 10 月 16 日 分科会の取りまとめについて調整

ウ 各分科会の開催状況

(ア) 第 1 分科会

a 委員の定数 7 人

b 委員（委員長◎、副委員長○）

◎工藤範子 ○奥山康宏 小野一晴 五十嵐啓一 渡部伊君子 阿部利勝
石川武利

c 審査事項

議案第 7 1 号 第 3 次庄内町総合計画基本構想について

議案第 7 2 号 第 3 次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

施策の柱 1 共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

施策の柱 2 未来を担う子どもたちを育むまちづくり

施策の柱 3 地域の活力を生むまちづくり

施策の柱 4 住みやすく安全で快適なまちづくり

施策の柱 5 持続可能な協働のまちづくり

d 審査日程

令和 7 年 9 月 2 日 委員長、副委員長の選任

- 令和7年 9月 3日 分科会の日程、進め方について
令和7年 9月 16日 社会教育課、教育課、企画情報課、総務課の所管に関する事項についての審査
令和7年 9月 19日 税務町民課、子育て応援課、保健福祉課、環境防災課の所管に関する事項についての審査
令和7年 10月 7日 総括審査
令和7年 10月 21日 総括審査
令和7年 10月 28日 総括審査

(イ) 第2分科会

- a 委員の定数 5人
b 委員（委員長◎、副委員長○）
◎加藤将展 ○伊藤和美 吉宮茂 上野幸美 齋藤秀紀
c 審査事項
議案第7 1号 第3次庄内町総合計画基本構想について
議案第7 2号 第3次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について
施策の柱1 共に支え合い安心して暮らせるまちづくり
施策の柱3 地域の活力を生むまちづくり
施策の柱4 住みやすく安全で快適なまちづくり
施策の柱5 持続可能な協働のまちづくり
d 審査日程
令和7年 9月 2日 委員長、副委員長の選任
令和7年 9月 3日 分科会の日程、進め方について
令和7年 9月 16日 建設課、企業課、農林課、商工観光課の所管に関する事項についての審査
令和7年 10月 2日 意見の集約
令和7年 10月 7日 総括審査
令和7年 10月 21日 総括審査
令和7年 10月 28日 総括審査

3 審査の結果

- 議案第7 1号 第3次庄内町総合計画基本構想について
賛成全員をもって原案のとおり可決
議案第7 2号 第3次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について
賛成全員をもって原案のとおり可決

4 意見

- (1) 避難所は、現状を精査したうえで課題がある避難所について、対象地域と協議し早急に改善をすべきである。特に、各避難所の福祉避難所としての機能を充実させるべきである。
- (2) 障がい福祉サービスの充実では、関係者が望んでいる児童発達支援センターを早急に設置すべきである。
- (3) 障がい福祉サービスの充実では、障がい者とその保護者が集い、情報共有できる居場所となるスペースを設置すべきである。
- (4) 小学校再編に伴う学童保育の在り方については、保護者や地域の意見を尊重するとともに、関係機関と協力しながら、子どもと保護者が安心して利用できる環境を整えるべきである。
- (5) 学校と家庭、地域が一体となり、いじめ防止対策に力を入れるべきである。
- (6) 清川地区振興協議会から提示されている「清川歴史公園基本構想」に基づき、1期工事は完了したが、これ以降については進展がみられない。今後の方向性、特に清河八郎記念館、屋内多目的運動場、まちづくりセンターの機能を一体化した複合施設については、関係団体との協議を行い、今後の方向性を示すべきである。
- (7) 総合計画の推進にあたっては、生活優先と福祉サービスの維持を踏まえ、緊急性や必要性、町民ニーズ等を把握すべきである。大規模事業については、財政シミュレーションに加え、長期財政推計を作成し、長期的な財政の推移を見据え、選択と集中の視点に立って進めるべきである。
- (8) 空き家の家主は責任を持って管理・解体等に取り組むよう周知すべきである。
- (9) 新庄酒田道路（高規格道路）の開通にむけ清川・狩川インターチェンジ周辺の施設整備計画を策定すべきである。
- (10) 町長の選挙公約にある9次化産業について各課連携して言及すべきである。
- (11) ふるさと納税の中に、企業版ふるさと納税を追記すべきである。
- (12) 庄内町の特産物を目玉となるお土産として開発すべきである。
- (13) にぎわいのある駅前開発（クラッセ）について言及すべきである。
- (14) 多様な働き方への対応や「女性や若者、障がい者、高齢者、外国人等」誰もが働きやすい職場環境の構築を進め、町内事業者の雇用確保と人材の定着に対する取り組みを推進します。「」部分を追記すべきである。
- (15) ベンチマークにえるぼし、くるみん等の企業（数・周知）を設定すべきである。

第3次庄内町総合計画

[発行] 山形県庄内町

[住所] 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1

[電話] 0234-43-2211 [FAX] 0234-43-2219

[ホームページ] <https://www.town.shonai.lg.jp/>

策定：令和7年12月

庄内町町民憲章

わたしたちは、霊峰月山と豊かな田園に生まれ、人情にあつく活力に満ちた、庄内町の町民です。
人と雄大な自然が調和した、未来に輝くまちを築くために、この憲章を定めます。

自然を愛し 環境にやさしいまちをつくります

健康で 笑顔あふれるまちをつくります

思いやる心と感謝の気持で 住みよいまちをつくります

ともに学び 文化の薫りが高いまちをつくります

働くことに喜びと誇りを持ち 元気なまちをつくります

平成20年7月1日制定





山形県庄内町